

IASB「2018年概念フレームワーク」と引当金会計(3)

—「履行価値」による測定—

赤塚尚之

目次

1. 要旨
2. 引当金の測定 (IAS 第 37 号および IFRIC 第 1 号)
 - 2.1 測定原則 (最善の見積り)
 - 2.2 具体的な見積手法
 - 2.2.1 将来キャッシュフローの見積り
 - 2.2.2 リスク調整
 - 2.2.3 現在価値
 - 2.2.4 将来事象
 - 2.2.5 資産の予想処分利得
 - 2.3 事後測定
 - 2.4 引当金の使用
 - 2.5 現行規定の問題点
 - 2.5.1 測定原則に対する誤解
 - 2.5.2 引当金会計実務の多様性
 - 2.5.2.1 単一の債務にかかる将来キャッシュフローの見積り
 - 2.5.2.2 引当金額に含めるべき原価 (不利な契約・法的費用)
 - 2.5.2.3 リスク調整
 - 2.5.2.4 不履行リスク
3. 非金融負債の測定 (2005 年草案)
 - 3.1 測定原則 (現在の債務を決済するかまたは第三者に移転するために要する合理的な支払額)
 - 3.2 具体的な見積技法 (期待キャッシュフローアプローチ)
 - 3.2.1 将来キャッシュフローの期待値による見積り
 - 3.2.2 リスク調整
 - 3.2.3 現在価値
 - 3.2.4 将来事象
 - 3.3 事後測定
 - 3.4 2005 年草案公表後の対応

- 4. 負債の測定（2010年測定草案および作業草案）
 - 4.1 当初測定（測定原則および適用指針（報告期間の終了日において現在の債務から解放されるために要する合理的な支払額））
 - 4.2 債務を履行するために要する資源の現在価値の算定に関する適用指針（当初測定）
 - 4.2.1 資源の流出に関する予想および貨幣の時間的価値
 - 4.2.1.1 期待現在価値法
 - 4.2.1.2 資源流出額の見積り
 - 4.2.1.2.1 一般原則
 - 4.2.1.2.2 目的適合性を有する将来の資源流出額
 - 4.2.1.2.2.1 相手方に支払いを行うことによって履行する債務
 - 4.2.1.2.2.2 用役を提供することによって履行する債務
 - 4.2.1.2.3 将来事象
 - 4.2.1.3 現在価値
 - 4.2.2 リスク（資源流出の実際発生額と予想額が乖離するリスク）
 - 4.3 事後測定
- 5. 2018年概念フレームワーク（総論）
 - 5.1 測定基礎の分類
 - 5.1.1 測定基礎
 - 5.1.2 歴史的な原価と現在価値
 - 5.1.3 取引コストの取扱い
 - 5.2 測定基礎の選択に関する基本的な考え方（混合測定）
 - 5.3 測定基礎の選択に際し勘案すべき諸要因
 - 5.3.1 財政状態計算書および財務業績計算書において測定基礎が提供する情報
 - 5.3.2 財務情報の質的特性とコストの制約
 - 5.3.2.1 目的適合性
 - 5.3.2.2 忠実な表現
 - 5.3.2.3 補強的な質的特性とコストの制約
 - 5.3.3 当初測定と事後測定の整合性
 - 5.3.4 二重測定
 - 5.4 修正測定基礎
- 6. 2018年概念フレームワーク（負債の測定基礎）
 - 6.1 歴史的な原価
 - 6.1.1 特徴および提供する情報
 - 6.1.2 歴史的な原価の選択に際し勘案すべき要因

- 6.2 公正価値
 - 6.2.1 特徴および提供する情報
 - 6.2.2 公正価値の選択に際し勘案すべき要因
- 6.3 履行価値
 - 6.3.1 特徴および提供する情報
 - 6.3.2 履行価値の選択に際し勘案すべき要因
- 6.4 現在原価
 - 6.4.1 特徴および提供する情報
 - 6.4.2 現在原価の選択に際し勘案すべき要因

7. 2018年概念フレームワークの適用

- 7.1 履行価値の選択
- 7.2 測定原則の明確化か変更か？
- 7.3 採るべき決済概念
- 7.4 キャッシュフローを基礎とした測定技法
 - 7.4.1 理念的な技法
 - 7.4.2 修正測定基礎
- 7.5 不利な契約の測定基礎

補遺 2018年概念フレームワークの適用（引当金の認識要件に及ぼす影響）

補 1. 負債の定義と3要件

補 2. 認識

補 2.1 認識要件

補 2.2 目的適合性要件

補 2.2.1 存在の不確実性

補 2.2.2 経済的便益が流入または流出する蓋然性が低い場合（結果の不確実性）

補 2.3 忠実な表現要件

補 2.3.1 測定の不確実性

補 2.3.2 その他の要因

補 3. 引当金の認識要件に及ぼす影響

補 3.1 基準レベルの認識要件の設定に関する基本的な考え方

補 3.2 引当金および偶発負債に固有の性質

補 3.2.1 不確実性

補 3.2.2 観察可能な取引価格の入手可能性

補 3.3 引当金の認識要件の設定に関する基本的な考え方

参考文献

1. 要旨

2018年3月、IASBは、概念フレームワークの改訂を完了した。そして、これを機に「リサーチパイプライン」に分類されていた「引当金プロジェクト」を近々に再開することが示唆されていたところ、2018年12月、再開が正式決定された¹。本稿は、改訂された概念フレームワーク（以下、「2018年概念フレームワーク」）がIAS第37号「引当金、偶発負債、および偶発資産」に及ぼす影響を詳らかにすることを目的としている。なかでも、本稿は、測定問題に焦点を当てている。

本稿の主題である測定問題の検討に先がけて、各種資料の整理（第2節～第6節）に多くの紙幅を割く必要があることから、ここでまず、結論とそれに関連する筆者の解釈（第7節）の要旨を示すこととする。

①履行価値の選択（7.1を参照）

「2018年概念フレームワーク」は、混合測定を採用し、負債の「測定基礎」として、「歴史的原価」、「公正価値」、「履行価値」、および「現在原価」の4つを識別している。そこで、個々の基準において適用すべき測定基礎を選択する必要がある。

これについて、とくに報告主体自身による履行が想定されるという引当金の性質に照らせば、履行価値（負債を履行することによって移転することが求められると予想される現金その他の資源の現在価値）が、引当金の測定基礎として最も適合的である。また、消去法によって測定基礎を選択するプロセスを確認すると、履行価値以外の測定基礎が代替的な測定基礎となりえないことが分かる。

②測定原則の明確化か変更か？（7.2を参照）

現行IAS第37号は、具体的な「決済」の手法として、「相手方との決済」と「第三者への移転」を明記し、報告主体自身による「履行」を明記していない。そこで、履行価値による測定が、IAS第37号が提示する測定原則の変更を求めることとなるのかが問題となる。

これについて、かつての「負債プロジェクト」において、IAS第37号が提示する測定原則について再検討が行われている。そして、測定規定に限定した「公開草案」および新規にIFRSを作成することを目的とした「作業草案」は、負債を履行することを前提とした測定原則とその適用指針を提案している。「公開草案」と「作業草案」は、IAS第37号の測定原則を明確化することを目的としたものである。そこで、「負債プロジェクト」における検討を援用すれば、履行価値による測定は、現行IAS第37号の測定原則を明確化したもの（「決済」は履行を意味する）と解することができるであろう。したがって、履行価値の適用によって引当金の会計実務に変更が生じたとすれば、それは測定原則の明確化によってもたらされた結果であり、測定原則の変更によってもたらされたものではない。

¹ <https://www.ifrs.org/projects/work-plan/provisions/>

③採るべき決済概念（7.3を参照）

「2018年概念フレームワーク」における履行価値の文言を注意深く観察すると、「将来における履行」と「現時点（報告期間の終了日）における履行」のいずれを想定すべきか明確にされていない。そこで、基準レベルにおいて、いかなる時点の履行を想定すべきかが問題となる（決済概念）。

これについて、現行IAS第37号は、報告期間の終了日に債務を決済することを想定している。そして、②のとおり、履行価値による引当金の測定が、IAS第37号が提示する測定原則を明確化したものと解するのであれば、報告期間の終了日において債務を履行することを想定する（「現時点における決済概念」を採る）べきである。

④キャッシュフローを基礎とした測定技法（理念的な技法）（7.4.1を参照）

履行価値は、直接算定することができず、「キャッシュフローを基礎とした測定技法」によって見積もる。②および③を前提とすれば、見積りに関する諸要素の具体的な取扱いは次のとおりとなる。本稿は、次に言及する「修正測定基礎」との関係において、これを「理念的な技法」と位置づけている。

- ・将来キャッシュフローの見積りに期待値を用いる。
- ・将来事象の反映に際し、「十分な客観的証拠」を求めない。
- ・リスク調整を行う。
- ・不履行リスク（自己の信用リスク）を反映する。
- ・用役を提供することによって履行する債務について、利益額を含む。

なお、「2018年概念フレームワーク」を引当金の認識と測定に適用すれば、認識に際し「蓋然性要件（probable）」を明示的に課したうえで（補遺を参照）、将来キャッシュフローの見積りに際し期待値を用いることとなる。このような引当金会計の類型は、これまであまり想定されてこなかったはずである。

⑤キャッシュフローを基礎とした測定技法（修正測定基礎）（7.4.2を参照）

「2018年概念フレームワーク」は、測定技法のカスタマイズをつうじた「修正測定基礎」の適用を認めている。例えば、上述の理念的な技法は、次のとおり修正することができるであろう（もちろん、すべての要素を修正する必要はない）。

- ・特定の状況において、単一の債務について最頻値による見積りを容認する（このとき、将来事象の反映に際し、「十分な客観的証拠」を求める）。
- ・リスク調整を行わない。
- ・不履行リスク（自己の信用リスク）を反映しない。
- ・用役を提供することによって履行する債務について、利益額を含めない。

ちなみに、「2018年概念フレームワーク」は、履行価値の見積りに不履行リスクを反映しない可能性について言及している。また、「負債プロジェクト」が休止された後の「調査プロジェクト」²（2015年7月）においては、リスク調整を除く3つのオプションのいずれかまたは複数を採用する可能性が示唆されている（IASB 2015f, par. 3.13）。詳細については再開された「引当金プロジェクト」において正式決定する必要があるものの、不履行リスクをはじめとする見積りに関する諸要素の取扱いが明確にされることにより、現行実務の多様性が解消に向かうことが期待される。

⑥不利な契約の測定基礎（7.5を参照）

履行価値によって引当金を測定すると、不利な契約の判定（認識）に用いる測定基礎（原価）と、不利な契約に該当する引当金の測定に用いる測定基礎（価値）に不整合が生じる。かかる不整合について、何らかのかたちで対処する必要がある。

これについて、「負債プロジェクト」における検討をふまえると、次の3つの方策が考えられる。

- ・不利な契約の判定と測定のいずれにおいても価値を用いることによって、不整合を解消する。この場合、不利な契約の定義を修正する必要がある。また、不利な契約と判定される状況が増加しうる。
- ・不利な契約の判定と測定のいずれにおいても原価を用いることによって、不整合を解消する。この場合、測定原則に例外を設ける必要があり、それを許容しうるかが問題となる。
- ・不利な契約の測定について、原価を用いるという例外を設ける。つまり、不利な契約の判定においては原価を用い、測定においては価値を用いる。この場合、整合性を回復することができないため、不整合を積極的に肯定する論拠を要する。

以上の6点が、本稿の結論およびそれに関連する筆者の解釈の要旨である。

なお、概念フレームワークは、会計基準ではなく、それに優先するものではない（IASB 2018b, par. SP1.2）。また、概念フレームワークが現行基準の改訂を自動的に促すことはない（IASB 2018c, par. BC0.25）。さらに、「アジェンダ協議」のフィードバック（2016年4月）からは、概念フレームワークの改訂に伴う引当金の測定に関する再検討について、IASB（スタッフ）が消極的な姿勢をとるであろうことが窺える（IASB 2016, par. 23 (b) (ii)）。

とはいえ、本稿が詳らかにする内容は、「2018年概念フレームワーク」と整合的な引当金会計のモデル（の一部）であり、いまだ決着をみない引当金会計の再構築に際したベンチマークとしての意義を有するはずである。加えて、アウトリーチ等によって聴取した意見を反映する必要がある基準設定の現実から少し距離を置いてベンチマークを構築することは、研究者に求められる役割期待なのではないかと、思案する次第である。

²<http://archive.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Provisions-Contingent-Liabilities-and-Contingent-Assets/Pages/default.aspx>

2. 引当金の測定 (IAS 第 37 号および IFRIC 第 1 号)

2.1 測定原則 (最善の見積り)

IAS 第 37 号は³、「引当金 (provision)」を「時期または金額に不確実性を有する負債⁴」と定義し (par. 10)、引当金の認識要件として次に示す 3 要件を提示している (par. 14)。

- (a) 過去の事象の結果として、現在の債務⁵ (法的債務または推定的債務) が存在すること (「現在の債務要件」)。
- (b) 債務の決済に要する経済的便益を意味する資源が流出する蓋然性が高い (probable) こと (「蓋然性要件」)。
- (c) 信頼性⁶をもって債務額を見積もることができること (「測定可能性要件」)。

定義からも明らかなおとおり、引当金は、他の項目と比べて不確実性を有することがその特徴であり (par. 11)、見積りを要する。これについて、IAS 第 37 号は、引当金を「報告期間の終了日において、現在の債務を決済するために要する支出額の最善の見積り」によって測定するという「測定原則」を提示している (par. 36)。また、「測定原則」にいう「現在の債務を決済するために要する支出額の最善の見積り (best estimate)」とは、「報告期間の終了日において、債務を決済するかまたは第三者に移転するために要する合理的な支払額」をいう (par. 37)。つまり、ここにいう「最善の見積り」は、次の 2 つの意味を有する。

- (a) 報告期間の終了日において、相手方と決済するために支払うであろう合理的な金額
- (b) 報告期間の終了日において、第三者に移転するために支払うであろう合理的な金額

このように、「測定原則」にある「決済」という文言には、「相手方との決済」と「第三者への移転」という 2 つの意味が込められている。また、報告期間の終了日において、相手方との決済または第三者への移転が非現実的 (不可能であるかまたは可能であっても法外な費用を要する) であったとしても、かかる想定に基づく見積りが「最善の見積り」となる (par. 37)。ただし、IAS 第 37 号は、「相手方との決済」と「第三者への移転」の使い分けについて言及していない (IASB 2015g, p. 21)。

なお、見積りに際しては、後発事象に基づく追加的証拠を用いてよい (par. 38)。また、引当金の測定額は、税引前の額である (par. 41)。

2.2 具体的な見積手法

³ 本稿は、2018 年 1 月 1 日時点で公表されている IAS 第 37 号を参照している。以下、本節において、IAS 第 37 号の引用・参照箇所は、パラグラフ番号のみ表記する。

⁴ IAS 第 37 号は、負債の定義について、「2010 年概念フレームワーク」(実質的には 2010 年改訂前の「1989 年概念フレームワーク」) を参照している。

⁵ 近年、企業会計基準委員会 (ASBJ) は、IASB が公表する各種資料の翻訳に際し、“obligation”を「義務」と訳出する傾向にある。一方、IASB 基準の「IFRS 財団公認日本語版」(IFRS 財団編・企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳 2018) は、「債務」と訳出している。本稿は、一律に「債務」と訳出する。

⁶ IAS 第 37 号は、財務情報の質的特性について、実質的に「1989 年概念フレームワーク」を参照したままとなっている。

2.2.1 将来キャッシュフローの見積り

製品保証のように母集団の大きい項目（同種の債務全体で認識を判定すべき項目（par. 24））の将来キャッシュフロー⁷については、期待値を用いて見積もる（par. 39）。

また、単一の債務にかかるキャッシュフローについては、最も生起しうる結果（most likely outcome）、つまり、最頻値に基づく見積りが「最善の見積り」となりうる。もっとも、IAS 第 37 号は、他の生起しうる結果も勘案する必要があるとしている。そして、生起しうる結果のほとんどすべてが、最も生起しうる結果（最頻値）よりも大きくなるかまたは小さくなる場合には、最頻値に代えてより適切と思われる額を用いる。例えば、顧客からの依頼に基づき建設した主力工場に重大な欠陥があることが発覚し、それを修復する必要性が生じた場合、最も生起しうる結果が「初回の作業で修復を完了すること（費用額は 1,000）」であっても、総じて追加作業を要する蓋然性が極めて高ければ、1,000 以上の引当金を認識する必要がある（par. 40）。

2.2.2 リスク調整

引当金の「最善の見積り」には、多くの事象および状況において不可避免的に生じるリスクおよび不確実性を反映する（par. 42）。ここにいう「リスク」とは、結果の変動性をいう。負債の測定額は、リスク調整をつうじて増加する（par. 43）。

また、次に言及する現在価値計算を前提とすれば、リスクは、利子率を引き下げるかまたはキャッシュフローを増額することによって調整する。このとき、リスクをキャッシュフローと利子率に二重に調整してはならない（par. 43）。

2.2.3 現在価値

報告期間の終了日直後に生じるキャッシュフローは、それよりも後に生じるものと比べて、貨幣の時間的価値によって不利となる。そこで、貨幣の時間的価値に重要性が認められる場合、債務を決済するために要すると予想される支払額の現在価値をもって引当金を測定する（pars. 45 and 46）。

なお、現在価値計算には、「貨幣の時間的価値に関する現在の市場の評価」と「負債に固有のリスク」を反映した税引前の利子率を用いる。ただし、繰り返しになるが、リスクを二重に調整してはならない（par. 47）。

2.2.4 将来事象

債務の決済に要する支払額に影響を及ぼしうる将来事象は、その発生に関する「十分な客観的証拠」があれば、測定額に反映する（par. 48）。

IAS 第 37 号は、「敷地の浄化」と「新法の制定」を例として挙げている。敷地の浄化については、将来の技術革新や経験の蓄積によって、当初の想定よりも浄化に要する費用額が

⁷ 実質的にキャッシュアウトフローであるが、本稿は「キャッシュフロー」と表記する。

減少することが期待される。反面、既存の技術をより大規模または複雑な浄化作業に適用することにより、費用額が増加する可能性もある。費用額の増減に影響を及ぼす諸要素の影響は、十分な客観的証拠があることを条件として、測定額に反映する (par. 49)。

また、新法の制定については、それが「ほぼ確実 (virtually certain)」であるという十分な客観的証拠があることを条件として、その影響を測定額に反映する。ただし、ほとんどの場合、新法が成立するまで、十分な客観的証拠は存在しない (par. 50)。

2.2.5 資産の予想処分利得

資産を処分することによって獲得することが予想される利得は、引当金の発生と密接に関連するものであっても、測定額に反映してはならない (pars. 51 and 52)。

2.3 事後測定

引当金の測定額は、毎期見直しを行い、各報告期間の終了日における「最善の見積り」となるよう修正する。また、債務の決済に要する経済的便益を意味する資源が流出する蓋然性が「もはや高くない (no longer probable)」場合には、引当金を戻し入れる (par. 59)。時の経過に伴う (引当金の) 簿価の増加額は、借方側において、借入費用として認識する (par. 60)。

なお、引当金を認識することに伴い、借方側において資産処理を要する項目 (例えば資産除去債務) の事後測定について、IFRIC 第 1 号「廃棄、原状回復、およびそれらに類似する負債の変動」は、①債務の決済に要する経済的便益を意味する資源 (例えばキャッシュフロー) の流出額の見積りの変動、②現在の市場を基礎とした利子率の変動 (貨幣の時間的価値および負債に固有のリスクの変動を含む)、および③時の経過による負債額の増加について、有形固定資産の事後測定に「原価モデル」(IAS 16, par. 30) を適用した場合⁸、次のとおり会計処理するよう規定している (IFRIC 1, pars. 3-5, 7, and 8)。

- (a) (b) を条件として、負債の増減額は、関連資産の原価に加減算する。
- (b) 資産の原価から控除する額は、資産の簿価を上限とする。負債の減少額が資産の簿価を超過する部分については、発生時点において純損益に認識する。
- (c) 増減額を資産の原価に算入する場合、新たな簿価の回収可能性を検討する。簿価が回収不能であるという兆候があれば、IAS 第 36 号「資産の減損」を適用する。
- (d) 時の経過による負債の増加額は、発生時点において財務費用として認識する (IAS 第 23 号「借入費用」を適用して資産処理しない)。

2.4 引当金の使用

引当金は、その当初の目的に合う支出に対してのみ、使用する (取り崩す)。また、当初の目的に合う支出のみ、引当金に充当する (par. 62)。

⁸ 「再評価モデル」を適用した場合の会計処理 (IFRIC 1, par. 6) については割愛する。

2.5 現行規定の問題点

2.5.1 測定原則に対する誤解

IAS 第 37 号が提示する測定原則に関して、いかなる時点における「決済」を想定すべきか（「決済概念 (settlement notion)」とよばれる）について、次に示す 2 つの解釈が存在する (IASB 2006b, pars. 1 and 3)。

- (a) 最終的な決済概念
- (b) 現時点における決済概念

「最終的な決済概念 (ultimate settlement notion)」は、将来において実際に債務を決済することを前提とするものである。そこで、「最終的な決済概念」を採用する場合、実際に債務を決済する際に支払うであろう額（単一の前価）との親和性が高い最頻値を用いて、キャッシュフローを見積もる。また、「現時点における決済概念 (current settlement notion)」は、報告期間の終了日において債務を決済することを仮定するものである。そこで、「現時点における決済概念」を採用する場合、報告期間の終了日に債務を決済すると仮定すれば支払うであろう額（加重平均した価値）との親和性が高い期待値を用いて、キャッシュフローを見積もる。

ここで測定原則の文言をいま一度確認すると、IAS 第 37 号は、「報告期間の終了日において、現在の債務を決済するために要する支出額の最善の見積り」（傍点筆者）としている。したがって、IAS 第 37 号は、将来における最終的な決済ではなく、現時点における決済を想定しており、「現時点における決済概念」を採用と解すべきである⁹。しかしながら、次に示す諸要因によって、IAS 第 37 号が「最終的な決済概念」を採用するという誤解が生じている (IASB 2006b, pars. 23-30)。

- (a) 「最善の見積り」という用語が、多義的であること。例えば、会計専門家が「最頻値」と解する傾向にある一方で、統計学者、アクチュアリー、科学者、およびエンジニアは「期待値」と解する傾向にある¹⁰。
- (b) 「大数の法則」が当てはまれば、最終的な結果に基づくキャッシュフローは、期待値に収束する。そこで、期待値を用いて母集団の大きい項目のキャッシュフローを見積もるとする「パラグラフ 39」について、「最終的な決済概念」を採用という解釈も成立しうる。
- (c) 「パラグラフ 40」は、単一の債務について、最頻値（最も起こりうる結果）による見積りに言及したうえで、他の生じうる結果を考慮する必要もあると補足している。そこで、「パラグラフ 40」全体としては、「期待値に近似する場合に限り、簡便的に最頻値の使用を推奨している」と解することができる¹¹。ならば、本来、最頻値の使用

⁹ IAS 第 37 号が「現時点における決済概念」を採用ことの検証作業の詳細については、赤塚(2017, pp. 164-166)を参照。

¹⁰ これについては、Trott and Upton (2001, p. 2) を参照。

¹¹ 正規分布において、最頻値と期待値、さらに中央値は等しくなる。

を測定原則の例外と解すべきところ、原則と解することによって、「最終的な決済概念」を採ると解釈される。

- (d) 「債務を決済するために要すると予想される支払額の現在価値をもって測定する」という「パラグラフ 45」には、「報告期間の終了日において」という文言がなく、決済時点が明確にされていない。また、同パラグラフにおける「予想される支払額」という文言は、将来における最終的な決済を想起させる。

2.5.2 引当金会計実務の多様性

2.5.2.1 単一の債務にかかる将来キャッシュフローの見積り

上述 (c) のとおり、単一の債務にかかる将来キャッシュフローの見積りについて、IAS 第 37 号「パラグラフ 40」全体としては、期待値に近似する場合に限り、簡便的に最頻値の使用を推奨していると解することができる。とされる。

他方、それ以外の場合において、単一の債務にかかるキャッシュフローを最頻値と期待値のいずれによって見積もるべきか、IAS 第 37 号は明確にしていない。これに関して、いわゆる「4 大会計事務所」が刊行する「実務書」¹²の見解は分かれている。例えば、PwC は期待値による見積りを支持する見解を示しているのに対し、Deloitte および KPMG はそれを否定する見解を示している (IASB 2015e, par. 3.6 ; IASB 2015f, par. 3.3 (a))。

2.5.2.2 引当金額に含めるべき原価 (不利な契約・法的費用)

IAS 第 37 号は、将来キャッシュフローの見積りに含めるべき原価 (cost) の範囲を明示していない。そこで、財または用役を提供することによって履行する債務の測定に含めるべき原価の範囲について、例えば増分原価に限定すべきかそれとも間接費の配賦額まで含めるべきか、実務における見解が分かれる。とくに、IFRS 第 15 号「顧客との契約によって生じる収益」の発効に伴い、契約原価の範囲を明示していた IAS 第 11 号「工事契約」が失効することにより、不利な工事契約の判定における「不可避免的に生じる原価」¹³の範囲の解釈が問題となる (IASB 2015e, pars. 3.11-3.13 ; IASB 2015f, par. 3.3 (b))。これについては、現在、IAS 第 37 号の部分改訂プロジェクトが進行中であり¹⁴、2018 年 12 月に「公開草案」(コメントの期限は 2019 年 4 月 15 日) が公表されたところである¹⁵。

また、IAS 第 37 号は、法的費用などの第三者への支払額の取扱いを明確にしておらず、これについても実務上の見解が分かれる (IASB 2015e, par. 3.14)。

¹² Deloitte は『iGAAP』、Ernst & Young は『International GAAP』、KPMG は『Insights into IFRS』、PwC は『Manual of Accounting』を、それぞれ刊行している。ちなみに、『iGAAP』と『International GAAP』は、年次によっては日本語訳版も刊行されている。

¹³ IAS 第 37 号は、「不利な契約」を「契約に基づく債務の履行に際して不可避免的に生じる原価が、契約に基づき獲得することが期待できる経済的便益を超過する契約」(IAS 37, par. 10) と定義している。

¹⁴ <https://www.ifrs.org/projects/work-plan/onerous-contracts-cost-of-fulfilling-a-contract/>

¹⁵ 「公開草案」の公表に至る経緯については、赤塚 (2018c) を参照。

2.5.2.3 リスク調整

IAS 第 37 号は、リスク調整の正確な目的を明示していない¹⁶。また、IAS 第 37 号は、リスク調整が必要となる状況や、具体的な手法も明示していない。これにより、リスク調整は最頻値による見積りを行う場合に必要である（このときのリスク調整は、他の生じうる結果を反映することが目的となる）とか、期待値による見積りを行う場合に必要である（このときのリスク調整は、予想額を上回るキャッシュアウトフローが生じることを受忍するための価格を反映することが目的となる）といった多様な解釈が生じ、引当金の測定額に裁量の余地が生じる（IASB 2015e, par. 3.20 ; IASB 2015f, par. 3.3 (c)）。

2.5.2.4 不履行リスク

IAS 第 37 号は、現在価値計算に際して「不履行リスク (non-performance risk)」（「自己の信用リスク (own credit risk)」）の取扱いを明確にしていない¹⁷。

ちなみに、IFRS-IC は、2011 年 3 月、アジェンダ却下決定に際し、①引当金の測定に際し不履行リスクを除外することが今日の支配的な実務となっていること、および②実務上、不履行リスクは負債に固有のリスクではなく、報告主体に固有のリスクと解されていることについて言及している（IFRS-IC 2011, p. 4）。

もともと、一部の地域および産業においては、不履行リスクを上乗せした借入利率によって（超）長期負債を割り引くことにより、引当金額を過少に報告しようとする傾向もみられる（IASB 2015e, pars. 3.26 and 3.27 ; IASB 2015f, par. 3.3 (d)）。

3. 非金融負債の測定（2005 年草案）

3.1 測定原則（現在の債務を決済するかまたは第三者に移転するために要する合理的な支払額）

IASB は、2005 年 6 月に IAS 第 37 号を改訂する「公開草案」（以下、「2005 年草案」）を公表し、IAS 第 37 号を負債に関する基本的かつ包括的な基準とすべく、引当金と偶発負債を定義することに代えて、新たに「非金融負債 (non-financial liability)」を「金融負債以外の負債」¹⁸と定義することを提案している¹⁹（pars. 10, BC74, and BC75）。そのうえで、「2005 年草案」は、非金融負債の認識要件として、次に示す 2 要件を提案している（par. 11）。

- (a) 負債の定義を充足すること。
- (b) 信頼性をもって非金融負債を測定することができること。

非金融負債の定義と認識要件を提示したうえで、「2005 年草案」は、非金融負債を「貸借

¹⁶ リスク調整の目的を明示した基準として、例えば、IAS 第 36 号と IFRS 第 13 号を挙げることができる。

¹⁷ 本稿は、「不履行リスク」と「自己の信用リスク」を区別することなく、同義で用いる。

¹⁸ 「2005 年草案」は、負債の定義について、「1989 年概念フレームワーク」を参照している。また、金融負債について、当時の IAS 第 32 号「金融商品：開示および表示」による定義を参照している。

¹⁹ 以下、本節において、「2005 年草案」の引用・参照箇所は、パラグラフ番号のみ表記する。

対照表日²⁰において、現在の債務を決済するかまたは第三者に移転するために要する合理的な支払額²⁰によって測定することとしている (par. 29)。なお、非金融負債の測定額は、税引前の額である (par. 34)。

IAS 第 37 号は、「測定原則」にいう「最善の見積り」について、「2005 年草案」と同様の文言をもって補足している (2.1 を参照)。もっとも、「最善の見積り」が多義的であることから生じる誤解を避け、さらには「現時点における決済概念」を採ることをより明確にする必要がある (2.5.1 を参照)。そこで、「2005 年草案」は、IAS 第 37 号の「測定原則」の補足説明を、測定原則そのものとする²⁰こととした (par. BC79)。つまり、「2005 年草案」の測定原則は、IAS 第 37 号の測定原則を明確化したものである。

3.2 具体的な見積技法 (期待キャッシュフローアプローチ)

非金融負債については、ほとんどの場合、測定原則に適う額を算定するための観察可能な市場に基づく証拠は存在せず、見積りを要する (par. 30)。「2005 年草案」は、非金融負債の見積りについて、「期待キャッシュフローアプローチ (expected cash flow approach)」(「作業草案」においては「期待現在価値法」とよばれる) を一律に適用することを提案した (par. 31)。

見積りは、貸借対照表日に存在する債務に関する情報である限り、貸借対照表日以降に入手した情報を用いてよい (par. 32)。

3.2.1 将来キャッシュフローの期待値による見積り

期待キャッシュフローアプローチを適用する場合、期待値を用いて将来キャッシュフローを見積もる。

「2005 年草案」は、訴訟を例に挙げ、時として最頻値を用いて単一の債務にかかるキャッシュフローを見積もると、上述の「測定原則」に反する可能性があるとしている。例えば、敗訴となる確率が 60% (賠償額は CU1,000,000)、勝訴となる確率が 40% (賠償額はゼロ) と予想される損害賠償請求訴訟について、IAS 第 37 号を適用すると、敗訴が最も生起しうる結果であり、それを前提とした CU1,000,000 が見積額となろう。しかし、勝訴となる確率も 40%あり、被告たる報告主体は、支払いを要する最大額 CU1,000,000 によって債務を決済することを想定せず、生起しうるすべての結果を勘案 (加重平均) すると考えられるから、期待値が適合的といえる。また、最頻値は、債務に固有の不確実性を反映することができず、異なるリスクと不確実性を有する 2 つの債務を同額としてしまう (par. BC81)。

そこで、「2005 年草案」は、単一の債務にかかるキャッシュフローについても、期待値を用いることが適切であることを強調することとした (pars. 31 and BC82)。つまり、「2005 年草案」は、母集団の大きい項目はもちろん、単一の債務についても、期待値による見積りを行うべきことを明確にしたわけである。

²⁰ 当時は、「貸借対照表日 (balance sheet date)」とよばれていた。

3.2.2 リスク調整

非金融負債の測定には、リスクおよび不確実性を反映する (par. 35)。ここにいう「リスク」とは、IAS 第 37 号と同様、結果の変動性をいう。「2005 年草案」は、負債に固有の不確実性および予見不可能な状況を受忍するための価格を反映すべく、リスク調整を行うとしている。したがって、他の条件が同一であれば、リスク調整をつうじて負債額は増加する (par. 36)。

また、リスクは、利子率を引き下げるかまたはキャッシュフローを増額することによって調整する。このとき、リスクを二重に調整してはならない。ちなみに、リスクを利子率に調整した場合、リスク調整済みの利子率は、リスクフリー利子率²¹よりも低くなる (par. 40)。

なお、「2005 年草案」も、不履行リスクの取扱いを明確にしていない。

3.2.3 現在価値

貸借対照表日直後に生じる見積キャッシュフローは、それよりも後に生じるものと比べて、貨幣の時間的価値によって不利となる。そこで、見積キャッシュフローを割引く必要がある (par. 39)。

なお、割引計算には、「貨幣の時間的価値に関する現在の市場の評価」と「負債に固有のリスク」を反映した税引前の利子率を用いる (par. 38)。もちろん、リスクを二重に反映してはならない。

3.2.4 将来事象

債務の決済に要する額に影響を及ぼしうる将来事象は、非金融負債の測定に反映する (par. 41)。なお、「2005 年草案」は、期待キャッシュフローアプローチを一律に適用することとの関係から、「十分な客観的証拠」(2.2.4 を参照) の存在を問わないこととした (par. BC86)。そこで、敷地の浄化費用については、例えば、将来の技術革新が浄化費用額に及ぼす影響と技術革新の実現可能性について、十分な客観的証拠を求めることなく測定額に反映する (pars. 42 and BC86)。

また、「2005 年草案」は、「新法が事実上成立するまで、新法に関する債務は存在しない」と結論づけたことから (pars. 21 and BC29)、新法の制定による影響を現存する債務の測定額に反映すれば矛盾が生じる (par. BC88)。そこで、「2005 年草案」は、新法の制定による影響を現存する負債の測定に反映しないこととした (par. 42)。新法の制定にかかる債務は、現存する債務の決済に要する金額に影響を及ぼす要素としてではなく、別の債務として取り扱う (par. BC88)。

²¹ 期待キャッシュフローアプローチの適用に際しては、リスクフリー利子率を用いる。

3.3 事後測定

非金融負債の簿価は、每期見直しを行い、各期末における「現在の債務を決済するかまたは第三者に移転するために要する合理的な支払額」となるよう修正する (par. 43)。なお、事後測定に関して、「2005 年草案」は、IFRIC 第 1 号との統合を提案していない。

事後測定に際しては、次の諸要因による変動を反映する (par. 44)。

- (a) 債務の決済に要する経済的便益の金額および時期に関する予想
- (b) 債務に関するリスクおよび不確実性
- (c) 測定に用いる利子率

注目すべきは、(c) である。「2005 年草案」は、事後測定に最新の利子率を用いることを提案している。これは、当初測定に用いた利子率を事後測定にも用いる (当時の) FASB 基準 (基準書第 143 号および第 146 号) と相違するものの、事後測定において最新の利子率を用いたほうがより忠実な表現となり、かつ、(改訂前の) IAS 第 37 号との整合性も担保されるからである (par. BC83)。

なお、時の経過に伴う非金融負債の変動額は、借方側において、借入費用として認識する (par. 45)。

3.4 2005 年草案公表後の対応

「2005 年草案」は、IAS 第 37 号の測定原則と、それに基づく具体的な見積技法 (の一部) を明確にすることを目的とした提案をしている。

「2005 年草案」による提案に対しては、反対意見が多数を占めた。具体的には、「2005 年草案」が公正価値測定 of 適用を提案したという解釈のもと、①公正価値測定との関係、②財務情報の質的特性、および③文言の曖昧さを根拠として、反対意見が表明された。また、期待キャッシュフローアプローチを一律に適用することについては、①単一の債務への適用可能性、②適用指針の不足、および③FASB 基準とのコンバージェンスを根拠として、反対意見が表明された (IASB 2006a, pars. 60-73)。

反対意見をふまえ、2006 年から 2009 年にかけて、①測定原則をより明確にすること、②測定原則をより進化させること、および③期待キャッシュフローアプローチの適用指針の充実を目的とした検討が行われた。そして、2010 年 1 月には測定規定に限定した公開草案「IAS 第 37 号における負債の測定」(以下、「2010 年測定草案」) が、また、同年 2 月には IAS 第 37 号に代わる新規の IFRS を作成するための作業草案「負債」(以下、「作業草案」) がそれぞれ公表された。

4. 負債の測定 (2010 年測定草案および作業草案)

4.1 当初測定 (測定原則および適用指針 (報告期間の終了日において現在の債務から解放されるために要する合理的な支払額))

IAS 第 37 号および「2005 年草案」とは異なり、「作業草案」²²は、適用対象となる項目を定義しない。「作業草案」は、適用対象となる項目を「負債」としている²³。そのうえで、「作業草案」は、負債の認識要件として、次の 2 要件を提案している (par. 7)。

- (a) 負債の定義を充足すること。
- (b) 信頼性をもって負債を測定することができること。

認識要件を提示したうえで、「作業草案」は、負債を「報告期間の終了日において現在の債務から解放されるために要する合理的な支払額」によって測定することとしている (par. 36A)。あわせて、「作業草案」は、価値最大化行動を前提として、「報告期間の終了日において現在の債務から解放されるために要する合理的な支払額」を、次の 3 つの額の中の最も小さい額として決定するという、測定原則の適用指針を提示している (par. 36B)。

- (a) 債務を履行する (fulfil) ために要する資源の現在価値
- (b) 債務を取り消す (cancel) ために要する支払額
- (c) 債務を第三者に移転する (transfer) ために要する支払額

(b) および (c) は、相手方または第三者の要求額に、取消または移転に伴う諸費用を加えた額である。なお、債務を取り消すかまたは第三者に移転することが不可能である場合や、債務を移転することが可能であっても第三者が法外な価格を要求する場合がある。これらの場合、つまり、より合理的に債務を取り消すかまたは第三者に移転することができるという証拠がなければ、(b) および (c) を算定する必要はなく、履行を前提とする (a) を用いる (par. 36C ; IASB 2010a, par. BC11)。

また、債務を取り消すかまたは第三者に移転することがより合理的であるならば、報告主体はすでにそのように行動し、報告期間の終了日に債務は存在しないはずである。したがって、報告期間の終了日に債務が存在するという事は、事実上、(a) 「債務を履行するために要する資源の現在価値」を用いることとなろう (IASB 2010a, par. BC11)。

なお、文言はまったく異なるものの、「作業草案」が提示する測定原則とその適用指針は、あくまでも、現行 IAS 第 37 号が提示する測定原則を明確化したものである (IASB 2010a, par. BC10)。したがって、「報告期間の終了日において」という文言からも明らかではあるが、「作業草案」が提示する測定原則も、決済概念として「現時点における決済概念」を採る。

「債務を履行するために要する資源の現在価値」は、次の 2 つの要素から構成される (par. B1)。「作業草案」は、具体的な算定 (当初測定 (4.2) および事後測定 (4.3)) に関する適用指針を用意している (Appendix B)。

²² 本節は、測定以外の提案についても言及することから、「2010 年測定草案」による測定に関する提案を継承した「作業草案」に即して記述している（「2010 年測定草案」は「結論の基礎」も公表しており、適宜言及する）。以下、本節において、「作業草案」の引用・参照箇所は、パラグラフ番号のみ表記する。

²³ 「作業草案」は、負債の定義について、「1989 年概念フレームワーク」を参照している。

- (a) 資源の流出に関する予想および貨幣の時間的価値 (4.2.1)
- (b) リスク (資源流出の実際発生額と予想額が乖離するリスク) (4.2.2)

4.2 債務を履行するために要する資源の現在価値の算定に関する適用指針 (当初測定)

4.2.1 資源の流出に関する予想および貨幣の時間的価値

4.2.1.1 期待現在価値法

結果が将来の不確実な事象の発生または不発生によって条件付きとなり、債務を履行するために要する資源の金額または時期について不確実性を有する、つまり、生じうる複数の結果が存在する場合、「期待現在価値法 (expected present value technique)」を適用し、測定額に不確実性を反映する (par. B2 ; IASB 2010a, par. BC12)。「作業草案」は、「2005 年草案」と同様、一律に期待現在価値法を適用することを想定している²⁴。

期待現在価値は、次の手順によって算定する (par. B3)。

- (a) 生じうる (複数の) 結果を識別する。
- (b) 識別した結果から生じる資源流出の金額および時期について、バイアスのない見積りを行う。
- (c) (b) の現在価値を算定する。
- (d) 個々の結果の生起確率について、バイアスのない見積りを行う。

(a) について、「作業草案」は、簡略化を容認している。具体的には、証拠を有する広範なデータを入手し、生じうる多様な結果を識別することができても、必ずしも複雑なモデルや技法を駆使してまで、すべての結果を反映した確率分布を作成する必要はない。他方、入手可能な結果が限られていても、それに基づく合理的な見積りは可能である (par. B4)。

また、(a) および (b) については、入手可能なすべての証拠を用いて行い、より説得的な証拠をより重視する。その際、報告期間の終了日以降に入手された追加情報 (当該期間の終了日に存在する債務に関する情報) を用いてよい (par. B11)。

(b) および (c) の詳細は、次に言及するとおりである。

4.2.1.2 資源流出額の見積り

4.2.1.2.1 一般原則

債務の履行に要する資源流出額の見積りは、①バイアスを免れた手法によって、目的適合性を有する将来の流出額、流出時期、および結果の蓋然性を反映し、かつ、②入手可能であれば、観察可能な市場価格と整合的であることが求められる (par. B5)。②は、市場に基づく情報を優先して使用することを指示するものである。

²⁴ 「2010 年測定草案」は、期待現在価値法の一律適用に対する反対意見 (①目的適合性、②信頼性、③コストベネフィット、④訴訟における不利益、⑤FASB 基準とのコンバージェンス) について、「結論の基礎」において反駁している (IASB 2010a, pars. BC13-BC18)。

4.2.1.2.2 目的適合性を有する将来の資源流出額

「目的適合性を有する将来の資源流出額」とは、現在の債務から解放されるために要する合理的な支払額に影響を及ぼすものであり（par. B6）、税引前の額である（par. B10）。目的適合性を有する将来の資源流出額は、債務の性質によって異なる。

なお、不利な契約に関する例外規定（par. B9）については後述する（7.5を参照）。

4.2.1.2.2.1 相手方に支払いを行うことによって履行する債務

相手方に支払いを行うことによって履行する債務にかかる「目的適合性を有する将来の資源流出額」は、次の要素を反映する（par. B7）。

- (a) 相手方への支払額
- (b) 外部の法律専門家に対する報酬の支払額、または内部の法務関連部署において生じる費用といった、配賦可能な関連費用

(b) のとおり、「作業草案」は、相手方に支払いを行うことによって履行する債務の測定額に法的費用を含めることを明示している。

4.2.1.2.2.2 用役を提供することによって履行する債務

将来における工場の除却といった、用役を提供することによって履行する債務にかかる「目的適合性を有する将来の資源流出額」については、次の2つの見解が存在する（IASB 2010a, par. BC19）。

見解 A：用役の提供を引き受けることによって発生することが予想される原価

見解 B：用役の価値、つまり、自身に代わり用役を提供することを引き受ける請負業者に対する合理的な支払額

見解 A を支持する論拠（見解 B を支持しない論拠）と見解 B を支持する論拠（見解 A を支持しない論拠）は、それぞれ次頁の表 1 のとおり整理することができる。

そして、2つの見解について、見解 B を支持する論拠の (c) にあるとおり、とくに「報告期間の終了日において現在の債務から解放されるために要する合理的な支払額」という「作業草案」が提示する測定原則との整合性に着目すれば、債務の履行によって犠牲となる資源の価値を反映すべきである。したがって、「作業草案」は、見解 B を採ることとした²⁵（IASB 2010a, pars. BC21 and BC22）。

なお、具体的な取扱いは、次のとおり、市場の有無によって異なる（par. B8）。

- (a) 市場が存在する場合、請負業者が自身に代わり将来に用役を提供することを引き受

²⁵ なお、「2010年測定草案」の公表に際し、見解 A を採るべきという代替の見解が表明されている（IASB 2010a, pars. AV2-AV4）。

けるに際し要求する価格とする。

- (b) 市場が存在しない場合、自身が他の主体に代わり将来に用役を提供することを引き受けるに際し要求する価格とする。当該価格には、他の主体に代わり用役を提供する際に生じると予想される原価に加えて、利益額を含む。

表 1 2 つの見解の整理

見解 A を支持する論拠	見解 B を支持する論拠
<p>(a) 用役を提供することによって履行する債務について、実際に対価を受け取ることはない。したがって、利益額を加算し、債務を履行した時点においてそれを認識することは、不適切である。</p> <p>(b) 投資者は、将来キャッシュフローの実際発生額に関する情報を求めている。</p> <p>(c) 市場が存在しない場合、報告主体は、将来に要する原価の見積りに利益額を加算することによって請負価格を算定する必要がある。利益額は、定義することが困難であり、主観的であり、さらには操作の余地があり、信頼性が担保されない。</p> <p>(d) 現行実務の多様性を解消すべく、市場価格の算定手法を明確にするのではなく、他の多くの基準がそうであるように、測定額に含めるべき原価の範囲を明確にすればよい。</p> <p>(e) 請負価格の算定について、自身で債務の全部を履行する意思を有する場合であっても、外注価格を入手する必要がある、実用的ではない。</p>	<p>(a) 多くの種類の用役に関する市場が存在するから、多くの状況において、観察可能な市場を参照することにより、用役の価値を算定することができる。したがって、原価および利益に関する自己の見積りを使用する必要はない。また、市場価格を参照することにより、測定額の主観性が低減される。さらに、債務を履行する手段を問わず、同種の負債を同額で測定することができ、比較可能性に資する。</p> <p>(b) 原価を基礎とした測定とは異なり、価格を基礎とした測定は、取引が成立する価格という明確な測定目的を有するから、測定額に反映すべき原価に関する規定を策定する必要がない。</p> <p>(c) 個々の債務に関する請負価格を入手する必要がなく、請負業者の選定に関する合理的な意思決定に際し入手した請負価格と同等の標準価格を参照すれば足りる。請負価格を基礎とした見積りは、原価の累積額と間接費の配賦額を基礎とした見積りと比べて、算定および検証が容易である。</p> <p>(d) 測定原則との整合性を重視すれば、債務の履行によって犠牲となる資源の価値を反映すべきである。</p> <p>(e) 原価を基礎として測定すると、債務の履行に要する活動を行っても収益が認識されない。しかし、すべての事業活動が、収益を創出し、かつ、資本提供者に対する価値を創出するために必要である。例えば、石油を産出して販売するという事業を営むためには、石油リグを建設し、操業し、解体する活動が不可欠であり、報告主体が創出する価値を一連の活動に按分する必要がある。</p>

(IASB 2010a, pars. BC20 and BC21 をもとに筆者作成)

4.2.1.2.3 将来事象

現在の債務を履行するために要する資源の流出に影響を及ぼす将来事象は、測定額に反映する。「2005年草案」と同様、「作業草案」は、「十分な客観的証拠」の存在を問わない (IASB 2010a, par. BC28)。過去の経験によって、敷地の浄化に要する請負価格が将来の技術革新によって減少することが期待されれば、新技術が適用可能であることを前提とした結果を識別する。そして、新技術に関する証拠に照らして、新技術が将来の価格および蓋然性に及ぼす影響を見積もる (par. B12)。

また、測定額に反映すべき将来事象は、現在の債務の性質を変化させないものに限られる。将来における法改正は、現在の債務の性質を変化させるかまたは新たな債務を生じさせることとなるから、測定額に反映しない (par. B13 ; IASB 2010a, par. BC29)。ちなみに、「2005年草案」と同様、「作業草案」は、新法の運用に伴い生じる債務について、法が事実上成立した段階において現在の債務となるとしている (par. 20)。

4.2.1.3 現在価値

次の要素を反映した利子率によって割り引くことにより、資源流出の見積額の現在価値を算定する (par. B14)。

- (a) 貨幣の時間的価値に関する現在の市場の評価
- (b) 負債に固有のリスク

なお、(b) は、利子率に調整する場合に限る。(b) を資源流出の見積額に調整する場合には、二重計算となるから、利子率に調整してはならない (par. B17)。

4.2.2 リスク（資源流出の実際発生額と予想額が乖離するリスク）

リスク調整によって、(実際発生額と予想額が乖離する) リスクから解放されるべく、報告主体が資源流出額の期待現在価値を超えて合理的に支払うであろう額を反映する (par. B15)。「作業草案」は、リスク調整の具体的な手法として、次の3つを挙げている (par. B16)。

- (a) 将来の資源流出の見積額に調整する。
- (b) 将来の資源流出額の現在価値を算定する際に用いる利子率に調整する。
- (c) 将来の資源流出額の期待現在価値に加算調整する。

3つの手法のうちいずれがより適切となるかは、リスクの性質および資源流出額の流列によって異なる。(b) を採れば、リスク調整済みの利子率は、リスクフリー利子率よりも低くなる²⁶ (par. B16)。もちろん、リスクを二重に調整してはならない (par. B17)。

「作業草案」は、期待現在価値法の適用を前提として、リスク調整の目的（不確実性を受忍するための価格の反映）と手法をより明確にしている。しかし、不履行リスクの取扱いについては、「2005年草案」と同様、明確にしていない。

4.3 事後測定

見積りは、報告期間の終了日における状況を忠実に表現することに加えて、報告期間中の状況の変化をも忠実に表現するものでなければならない (par. B19)。そこで、負債の簿価について毎期見直しを行い、各報告期間の終了日における「現在の債務から解放されるために要する合理的な支払額」となるよう修正する (par. 36E)。また、時の経過に伴う負債の変動額は、借方側において、借入費用として認識する (par. 36F)。

「債務を履行するために要する資源の現在価値」の事後測定においては、次の諸要素の変動を反映する (par. B18)。

- (a) 資源の流出に関する予想
- (b) 貨幣の時間的価値に関する市場の評価
- (c) 資源流出の実際発生額と予想額が乖離するリスク

²⁶ 期待現在価値法の適用に際しては、リスクフリー利子率を用いる。

(a) は、特定の結果に関する流出額の見積り、流出時期、および結果の蓋然性の変動によって生じる。また、(b) は、事後測定に最新の利率を用いることを指示するものと解してよい。

5. 2018年概念フレームワーク（総論）

5.1 測定基礎の分類

5.1.1 測定基礎

「測定額 (measure)」とは、「資産または負債さらには関連する収益および費用に測定基礎を適用した結果」をいう。また、「測定基礎 (measurement basis)」とは、「測定対象となる項目の識別された特徴」をいう²⁷ (Appendix)。「測定基礎」を適用することによって、資産または負債さらには関連する収益および費用の測定額が決定される (par. 6.1)。

「2018年概念フレームワーク」は、測定基礎を「歴史的原価 (historical cost)」と「現在価値 (current value)」²⁸に大別²⁹している (par. BC6.12)。資産の「現在価値」は、さらに「公正価値 (fair value)」、「使用価値 (value in use)」、および「現在原価 (current cost)」に細分される。同様に、負債の「現在価値」は、さらに「公正価値」、「履行価値 (fulfillment value)」、および「現在原価」に細分される (par. 6.11)。

「2018年概念フレームワーク」が提示する資産および負債の測定基礎を分類・整理すれば、次のとおりである。なお、提示された測定基礎に優劣はない³⁰ (par. BC6.17)。

- (a) 歴史的原価
- (b) 現在価値³¹
 - (i) 公正価値
 - (ii) 使用価値または履行価値
 - (iii) 現在原価

²⁷ 以下、本節において、「2018年概念フレームワーク」の引用・参照箇所はパラグラフ番号のみ表記する。

²⁸ 本稿は、“present value”に「現在価値」という訳語を充てているため、“current value”を「現在価値」と訳出している。

²⁹ 測定基礎は、事業活動に対するインプットの原価に関する情報を提供する「入口価値 (entry value)」（歴史的原価および現在原価が該当する）と、事業活動から生じるアウトプットの原価に関する情報を提供する「出口価値 (exit value)」（公正価値、使用価値、および履行価値が該当する）に大別することもできる。もっとも、同一の市場であれば、入口価値と出口価値の差異は取引コストを除けばほとんどなく、基準レベルでの適用に際して有益な分類とはならないため、「2018年概念フレームワーク」はかかる分類を採用しなかった (par. BC6.14)。

³⁰ IASB は、それぞれの測定基礎の記述について、分量のバランスに配慮したとしているものの、他の測定基礎と比べて歴史的原価と公正価値に関する記述がやや多くなっているように思われる (第6節を参照)。

³¹ 「現在価値」について、「2018年概念フレームワーク」は、資産の「剥奪価値 (deprival value)」および「正味実現可能価値 (net realisable value)」、負債の「解放価値 (relief value)」および「解放原価 (cost of release)」について言及しないこととした。具体的な理由は、次のとおりである (par. BC6.29)。

- (a) 剥奪価値および解放価値：他の測定基礎と比べて複雑であり、かつ、ほとんど用いられていない。
- (b) 正味実現可能価値：資産の見積売却価値から見積売却費用を控除することによって算定できる。
- (c) 解放原価：負債から解放されることは、現実的であるとはいえない。

5.1.2 歴史的原価と現在価額

資産の「歴史的原価」とは、「資産の取得または創出に際し発生した原価の当初の価値をいい、資産の取得または創出に要した支払対価に取引コストを加算したもの」をいう。負債の「歴史的原価」とは、「負債の発生または引受けによって受け取った対価の当初の価値から取引コストを控除したもの」をいう (par. BC6.19)。「歴史的原価」による測定額は、(少なくとも部分的に) 取引価格または資産・負債が発生する取引その他の事象に関する情報を用いて、資産または負債さらには関連する収益および費用に関する貨幣的情報を提供するものである。また、資産の減損または不利な負債³²に関するものを除き、価値³³の変動を反映しない (pars. 6.4 and BC6.21)。なお、金融資産および金融負債の「償却原価 (amortised cost)」は、歴史的原価に分類される (pars. 6.9 and BC6.22)。

次に、「現在価額」による測定額は、測定日における状況を反映すべく更新された情報を用いて、資産または負債さらには関連する収益および費用に関する貨幣的情報を提供するものである (pars. 6.10 and BC6.23)。「現在価額」による測定額は、取引価格または資産・負債が発生する取引その他の事象に関する情報を (部分的にでも) 用いない。また、更新された情報を用いることから、過去の測定日以降におけるキャッシュフローの見積りの変動および現在価額に反映されるその他の諸要因の変動を反映する (pars. 6.10, 6.14, and 6.15)。

現在価額のうち、「公正価値」とは、「測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却することによって受け取るかまたは負債を移転するために支払うであろう価格」をいう (par. 6.12)。ちなみに、これは、IFRS 第13号「公正価値測定」による公正価値の定義 (IFRS 13, Appendix A) と同一である (par. BC6.24)。

現在価額のうち、資産の「使用価値」とは、「資産の使用およびその最終的な処分によって獲得することが予想されるキャッシュフローその他の経済的便益の現在価値」をいう。また、負債の「履行価値」とは、「負債を履行することによって移転することが求められると予想される現金その他の経済的資源の現在価値」をいう (par. 6.17)。

現在価額のうち、資産の「現在原価」とは、「測定日における同等の資産の原価であり、測定日における支払対価に同日に発生した取引コストを加算したもの」をいう。負債の「現在原価」とは、「測定日における同等の負債の受取対価から同日に発生した取引コストを控除したもの」をいう (par. 6.21)。

5.1.3 取引コストの取扱い

上述のとおり、「2018年概念フレームワーク」は、それぞれの測定基礎における取引コス

³² 負債は、歴史的原価が負債を履行する債務を描写するに十分ではなくなった場合、不利な負債となる (pars. 6.8 (b) and BC6.21)。

³³ 「2018年概念フレームワーク」第6章において、「価値 (value)」とは、資産または負債の経済的価値を意味するものであり、簿価や公正価値といった特定の現在価額を意味しない。「価値」は、例えば、貨幣の時間的価値といった要因によって、経済的価値が将来の現金支払額または受取額から乖離する可能性がある場合に用いる (par. BC6.18)。

ト³⁴の取扱いについて言及している。もっとも、上述の説明ではやや正確さに欠けるため、ここで取引コストの取扱いの詳細について整理しておこう。取引コストは、次の状況において発生する (par. BC6.30)。

- (a) 資産を取得したとき。
- (b) 資産を売却するかまたは処分したとき。
- (c) 負債が発生したかまたは負債を引き受けたとき。
- (d) 負債を決済するかまたは移転したとき。

(a) および (c) によって発生する取引コストは、資産を取得するかまたは負債が発生する取引の性質を帯びる。したがって、取引コストは、次のとおり取り扱う (par. BC6.32)。

- (i) 歴史的な原価および現在原価は、取引コストを反映する。取引コストは取引価格の構成要素ではないものの、報告主体は、取引コストの発生なくして資産を取得するかまたは負債を負うことはない。
- (ii) 取引コストは、資産または負債の現在価額に影響を及ぼさない。したがって、公正価値、使用価値、および履行価値は、取引コストを反映しない。

また、(b) および (d) によって発生する取引コストは、将来発生する可能性がある取引の性質を帯びる。したがって、取引コストは、次のとおり取り扱う (par. BC6.33)。

- (i) 歴史的な原価および現在原価は、資産の取得または負債の発生にかかる原価を反映する入口価値であるから、資産の売却または処分、負債の決済または移転にかかる取引コストを反映しない。
- (ii) 公正価値は、取引コストを反映しない。
- (iii) 使用価値および履行価値は、報告主体が発生すると予想するのであれば、取引コストを反映する。

以上、取引コストの取扱いを一覧表示すれば、次の表 2 のとおりである。

表 2 取引コストの取扱い

測定基礎		状況			
		(a)	(b)	(c)	(d)
歴史的な原価		○	×	○	×
現在価額	公正価値	×	×	×	×
	使用価値	×	○	×	○
	履行価値	×	○	×	○
	現在原価	○	×	○	×

○：取引コストを反映する。×：取引コストを反映しない。
(IASB 2018c, pars. BC6.32 and BC6.33 をもとに筆者作成)

³⁴ 基準レベルにおいて、取引コストは、「測定対象となる特定の資産（負債）の取得（発生）や売却または処分（移転または決済）がなければ発生しなかったであろう、取引価格以外の増分コスト」として定義されている。「2018年概念フレームワーク」は、いずれの原価が取引コストに該当するか定義することは概念フレームワークの範疇を超えると見做し、取引コストを定義しないこととした (par. BC6.31)。

5.2 測定基礎の選択に関する基本的な考え方（混合測定）

「2018年概念フレームワーク」は、異なる状況において異なる測定基礎を適用することが、目的適合性を有する情報を提供することとなると結論づけた（pars. BC6.10 and BC6.11）。つまり、財務情報の質的特性さらにはコストの制約に照らして、すべての項目にひとつの測定基礎を適用するのではなく、基準レベルにおいて適用対象となる項目ごとに異なる測定基礎を選択する（「混合測定（mixed measurement）」）（par. 6.2）。

混合測定は、次の利点を有する（par. BC6.10）。

- (a) 理解しやすく、かつ、容易に実行可能である。
- (b) より検証可能である。
- (c) より低コストである。

5.3 測定基礎の選択に際し勘案すべき諸要因

5.3.1 財政状態計算書および財務業績計算書において測定基礎が提供する情報

測定基礎は、それが財政状態計算書および財務業績計算書の双方において提供する情報の特徴を勘案したうえで選択する必要がある（par. 6.23）。そこで、「2018年概念フレームワーク」は、財政状態計算書および財務業績計算書において測定基礎が提供する情報を要約して提示するとともに（Table 6.1）、測定基礎の選択に際し勘案すべき諸要因について言及している（第6節を参照）。

なお、財政状態計算書と比べて財務業績計算書のほうが有用であるとして、測定基礎の選択に際し財務業績計算書に及ぼす影響をより重視すべきという見解もみられる。もっとも、情報の相対的な重要性は事実や状況によって異なることから、「2018年概念フレームワーク」は、財政状態計算書または財務業績計算書のいずれかが提供する情報をより重視していない（par. BC6.36）。

5.3.2 財務情報の質的特性とコストの制約

「報告主体に対する資源の提供に関する現在および潜在的な投資者、融資者その他の債権者の意思決定に有用な情報を提供する」（par. 1.2）という財務報告の目的を達成すべく、測定基礎が提供する情報は、情報利用者にとって有用でなければならない（par. BC6.34）。つまり、財務情報は、「目的適合性」と「忠実な表現」という基本的な質的特性を具備し、可能な限りにおいて「比較可能性」、「検証可能性」、「適時性」、および「理解可能性」という補強的な質的特性を具備し、さらにはコストの制約に抵触しない必要がある³⁵（par. 6.45）。そこで、「2018年概念フレームワーク」は、質的特性が測定基礎の選択に及ぼす影響について言及している（par. 6.46）。

³⁵ 「2018年概念フレームワーク」は、測定規定を策定するための有益な追加指針とはならないとして、一般的な測定目的を提示しないこととした（par. BC6.4）。

なお、多くの場合、測定基礎は、必ずしもひとつの要因によって選択されるわけではない。また、個々の要因の相対的な重要性は、事実および状況によって異なる (par. 6.44)。したがって、「2018年概念フレームワーク」は、測定基礎の選択要因の適用順（ヒエラルキーまたはデシジョンツリー）を明示していない (par. BC6.35)。

5.3.2.1 目的適合性

目的適合性を有する財務情報は、情報利用者の意思決定に相違を生じさせる (par. 2.6)。測定基礎が提供する情報の目的適合性は、次の2つの要因の影響を受ける (par. 6.49)。

- (a) 資産または負債の性質
- (b) 資産または負債にかかるキャッシュフローに対する貢献

(a) について、測定基礎が提供する情報の目的適合性は、資産または負債の性質、とくに「キャッシュフローの変動性」および「市場要因またはその他のリスクに対する資産または負債の価値の感応度」の影響を受ける。後者について、感応度の影響を受けやすければ、歴史的原価と現在価額との乖離が大きくなる (pars. 6.50 and 6.51)。

また、(b) について、経済的資源は、キャッシュフローを直接的に創出することもあれば、複数の資源を組み合わせることによって間接的に創出することもある (par. 1.14)。経済的資源の利用方法とそれによるキャッシュフローの創出方法は、報告主体がいとむ事業活動の性質³⁶による (par. 6.54)。複数の経済的資源を組み合わせる顧客に対する財または用役を製造することによって、キャッシュフローを間接的に創出する事業活動においては、歴史的原価または現在原価が、当該事業に関する目的適合性を有する情報を提供する (par. 6.55)。キャッシュフローを直接的に創出する資産および負債については、将来キャッシュフローの金額、時期、および不確実性に関する現在の見積りを反映する現在価額が、目的適合性を有する情報を提供する (par. 6.56)。

さらに、事業活動が契約に基づくキャッシュフローの回収を目的とした金融資産および金融負債の管理に該当する場合、償却原価が目的適合性を有する情報を提供する (par. 6.57)。

5.3.2.2 忠実な表現

財務情報が有用であるためには、目的適合性を有する現象を表現することに加えて、表現しようとする現象の実質を忠実に表現する必要がある (par. 2.12)。完璧に忠実な表現は、完全、中立であり、かつ、誤謬を免れている。もともと、これは、すべての側面において正確であることを求めるものではない (pars. 2.13, 2.18, and 6.59)。

資産と負債が何らかのかたちで関連を有する場合、資産と負債に異なる測定基礎を選択すると、不整合（ミスマッチ）が生じる。関連する資産および負債の測定基礎について不整合を有する財務諸表は、報告主体の財政状態および財務業績を忠実に表現するとはいえ

³⁶ 事業活動の性質は、事実であって、意見または経営者の意思ではない (par. BC6.40)。

ない。したがって、とくに資産と負債のキャッシュフローが直接関連を有する場合、関連する資産と負債に同一の測定基礎を選択したほうが、より有用な情報を提供する (par. 6.58)。

また、活発な市場における価格を観察することによって直接算定することができず、見積りを要する場合、「測定の不確実性」が生じる。ここに「測定の不確実性 (measurement uncertainty)」とは、「財務報告書における金額を直接観察することができず、見積りを要する場合に生じる不確実性」(Appendix)をいう。測定の不確実性は、忠実な表現の提供に影響を及ぼす可能性がある。もっとも、測定の不確実性の水準が高くとも、必ずしもそれが目的適合性を有する情報の提供を阻害する要因となるわけではない。ただし、測定の不確実性の水準が忠実な表現を阻害するほど高ければ、目的適合性を有する別の測定基礎を選択する必要がある (par. 6.60)。

なお、「測定の不確実性」は、「存在の不確実性」(資産または負債の存在に関する不確実性)および「結果の不確実性」(資産または負債から生じるであろう経済的便益の流入または流出の金額または時期に関する不確実性)とは異なる (par. 6.61 and Appendix)。また、時として、「存在の不確実性」または「結果の不確実性」が、「測定の不確実性」と関連を有することもある。もっとも、「存在の不確実性」または「測定の不確実性」があっても、その結果として必ずしも「測定の不確実性」が生じることにはならない (par. 6.62)。

5.3.2.3 補強的な質的特性とコストの制約

補強的な質的特性とコストの制約が測定基礎の選択に及ぼす影響は、それぞれ次の表 3 のとおりである。なお、「適時性」は、測定基礎の選択に影響を及ぼさない (par. 6.63)。

表 3 補強的な質的特性とコストの制約が測定基礎の選択に及ぼす影響

補強的な質的特性	比較可能性	報告主体内において継続的に同種の項目に同一の測定基礎を適用するか、または同一期間において異なる報告主体がそれぞれ同種の項目に同一の測定基礎を適用することにより、比較可能性の向上に資する。
	検証可能性	価格を観察することによって直接的な裏づけを有するか、またはモデルのインプットを確認することによって間接的な裏づけを有する測定基礎を選択することにより、検証可能性の向上に資する。
	適時性	—————
	理解可能性	測定基礎を変更すると、理解可能性が低下する。もっとも、測定基礎の変更によって目的適合性が向上すると認められれば、変更は正当化される (追加説明を要する)。適用する測定基礎が多くなるほど、情報が複雑化することにより理解可能性が低下し、さらには加法性も担保されない。もちろん、有用な情報を提供するために必要であると認められれば、複数の測定基礎を適用すべきである。
コストの制約	測定基礎が提供する情報が情報利用者にもたらすベネフィットが、情報の提供および利用にかかるコストを正当化するか、勘案する必要がある。	

(IASB 2018b, pars. 6.64-6.68 をもとに筆者作成)

5.3.3 当初測定と事後測定の整合性

当初測定に適用する測定基礎と事後測定に適用する測定基礎が相違すると、最初の事後測定の時点において、測定基礎の変更に伴う損益が発生する。かかる損益は、取引または事象の発生とは無関係である。そこで、「2018年概念フレームワーク」は、かかる損益の認識を回避すべく、当初測定と事後測定の双方を勘案したうえで測定基礎を選択することと

している (par. 6.48)。要するに、当初測定に歴史的原価 (現在価額) を用いれば、事後測定においても歴史的原価 (現在価額) を用いることにより、当初測定と事後測定に用いる測定基礎を統一すべしということである³⁷。

また、「2018年概念フレームワーク」は、当初測定において勘案すべき要因について、次のとおり補足している (pars. 6.6, 6.79-6.82)。

- (a) 市場条件に基づく交換取引によって資産を取得するかまたは負債が発生した場合、資産または負債の当初測定額は、資産の取得または負債の発生によって生じる収益または費用額を決定する。歴史的原価によって測定すると、移転した資産または負債の消滅に伴い発生するか、資産の減損によって生じるか、または不利な負債である場合を除き、当初認識において収益または費用を認識することはない。
- (b) 市場条件に基づかない取引によって資産を取得するかまたは負債が発生した場合³⁸、歴史的原価は忠実な表現を提供しない。そこで、このとき、現在価額を当初測定における原価とみなして用いる。「みなし原価 (deemed cost)」と対価との差額は、当初認識において、収益または費用として認識する。
- (c) 市場条件に基づかない取引によって資産を取得するかまたは負債が発生した場合、取引または事象に関連するすべての側面を識別し、勘案する必要がある。

5.3.4 二重測定

多くの場合、次の手法が、報告主体の財政状態および財務業績に関する有用な情報を、最も理解可能なかたちで提供する手法となる (par. 6.84)。

- (a) 財政状態計算書における資産または負債、財務業績計算書における (資産または負債に関連する) 収益および費用について、単一の測定基礎を適用する。
- (b) 別の測定基礎を適用した場合の情報を、注記によって提供する。

「2018年概念フレームワーク」は、これに加えて、例えば、財政状態計算書において資産または負債を現在価額によって測定する一方、純損益計算書³⁹において収益および費用を別の測定基礎によって測定するといった、いわゆる「二重測定 (dual measurement)」(IASB 2015b, par. BC7.49) の可能性について言及している (par. 6.85)。

このとき、資産または負債の現在価額の報告期間中の変動によって生じた収益または費用の総額は、次のとおり分離・分類される (par. 6.86)。

³⁷ 当初認識において、市場条件に基づく取引によって取得した資産および発生した負債の歴史的原価は、取引コストが重要である場合を除き、公正価値に近似する。そうであっても、事後測定を勘案すれば、当初測定に用いた測定基礎を明示しておく必要がある (par. 6.78)。

³⁸ 例えば、①取引価格が当事者の関係、財政の逼迫、または他からの強要の影響を受ける場合、②政府による資産の無償提供または他からの寄附による資産の取得、③法や規制によって課される負債、および④非違行為によって生じる補償や罰金にかかる負債がこれに該当する。

³⁹ 「2018年概念フレームワーク」において、「純損益計算書 (statement of profit or loss)」は、「独立した計算書」と「単一の財務業績計算書のなかの独立した区分」の2つの意味を有する用語として用いられている (fn. 10)。

- (a) 純損益計算書には、純損益計算書に選択された測定基礎を適用した収益または費用を計上する。
- (b) その他の包括利益には、残りの収益または費用を計上する。

(b) について、資産または負債に関連するその他の包括利益累計額は、財務状態計算書における資産または負債の簿価と、純損益計算書において選択された測定基礎を適用した場合における資産または負債の簿価との差額となる。

5.4 修正測定基礎

公正価値（測定額を直接観察することができない場合）、使用価値、および履行価値については、「キャッシュフローを基礎とした測定技法」を用いて見積りを行う（pars. 6.14 and 6.20）。「2018 年概念フレームワーク」において、キャッシュフローを基礎とした測定技法は、測定基礎そのものではなく、あくまでも測定基礎を適用するための技法である（par. 6.91）。

「2018 年概念フレームワーク」は、例えば、履行価値の見積りに際し自己の信用リスクを反映しないと、測定技法のカスタマイズをつうじた「修正測定基礎（modified measurement basis）」の適用を認めている。修正測定基礎は、時としてより目的適合的であり、低コストであり、さらに理解可能性に資することがある（もちろん、逆の場合もある）（par. 6.92）。

6. 2018 年概念フレームワーク（負債の測定基礎）

本節は、負債の測定基礎（負債の歴史的原価、負債の公正価値、履行価値、および負債の現在原価）について、その特徴、財政状態計算書および財務業績計算書において提供する情報、さらには選択に際し勘案すべき諸要因について整理している⁴⁰。

6.1 歴史的原価

6.1.1 特徴および提供する情報

歴史的原価は、次の特徴を有する。

- (a) 入口価値である（pars. 6.21 and BC6.14）。
- (b) （少なくとも部分的に）取引価格または負債が発生する取引その他の事象に関する情報を用いる（par. 6.4）。発生または引受時点における負債の歴史的原価は、受取対価から取引コストを控除した額である（par. 6.5）。
- (c) 価値の変動を反映しない（par. 6.4）。ただし、適用可能であれば、次の諸要因を描写すべく更新される（par. 6.8）。
 - (i) 支払いまたは財の移転による、負債の一部または全部の履行
 - (ii) 不利な負債に該当する（注 32 を参照）ことを条件として、負債の履行に要する

⁴⁰ 本節においても、「2018 年概念フレームワーク」の引用・参照箇所は、パラグラフ番号のみ表記する。

経済的資源を移転する債務の価値を増加させる事象の影響

(iii) 負債の金融的側面を反映する金利の見越額

(d) 市場条件に基づかない取引によって負債が発生するかまたは負債を引き受けた場合、原価を識別できないか、識別した原価が情報として目的適合的ではないか、または忠実な表現を提供しない可能性がある。このとき、現在価額を当初測定におけるみなし原価として用いる。みなし原価による当初測定は、歴史的な原価による事後測定と整合的である (pars. 6.6, 6.80, and 6.81)。

(e) 金融負債については、歴史的な原価を適用する場合、償却原価を用いる (par. 6.9)。

また、歴史的な原価が財政状態計算書および財務業績計算書において提供する情報は、次の表4のとおりである。

表4 歴史的な原価が提供する情報

財政状態計算書	
簿価	負債の未履行部分を引き受けることにより受け取った対価（取引コスト控除後）に、見積キャッシュフローの受取対価超過分を加算したもの（金利の見越額を含む）
財務業績計算書	
当初認識*	———
負債の履行	①履行した負債の歴史的な原価と同額の収益（歴史的な受取対価を反映する） ②負債の履行に要した費用 ※①と②は、純額表示または総額表示のいずれも可
負債の移転	①移転した負債の歴史的な原価と同額の収益（歴史的な受取対価を反映する） ②負債の移転に要した費用（取引コストを含む） ※①と②は、純額表示または総額表示のいずれも可
利息費用	過去の利子率を用いた利息費用（利子率が変動するのであれば、更新する）
不利にする事象の影響	見積キャッシュフローの歴史的な原価超過額と同額の費用、または超過額の事後的な変動額と同額の費用
価値の変動	①不利な負債に関するものを除き、認識しない ②金融負債については、見積キャッシュフローの変動によって生じる収益および費用

* 市場条件に基づくことなく発生したかまたは引き受けた負債の当初認識において、収益または費用が発生する可能性がある。

(IASB 2018b, Table 6.1 をもとに筆者作成)

表4に関する補足は、次のとおりである。

(a) 取引価格または負債が発生する取引その他の事象に関する情報を用いることが、情報利用者にとって目的適合的となりうる (par. 6.24)。

(b) 市場条件に基づく直近の取引によって負債が発生するかまたは負債を引き受けた場合、報告主体は、負債の履行に要する経済的資源を移転する債務の価値が、取引コスト控除後の受取対価を上回らないことを想定している⁴¹。したがって、歴史的な原価による測定額は、取引価格に関する目的適合的な情報を提供する (par. 6.25)。

⁴¹ これは、資産とのアナロジーによって理解することができる。資産についていえば、市場条件に基づく直近の取引によって資産を取得した場合、報告主体は、取得した資産が少なくとも当該資産の原価額に相当する経済的便益をもたらすことを想定している (par. 6.25)。

- (c) 負債の履行に要する経済的資源を移転する債務の価値は、不利な負債に該当することにより増額された負債の簿価を上回らない⁴² (par. 6.26)。
- (d) 対価を受け取ることにより金融負債以外の負債が発生するかまたはそれを引き受け、歴史的原価によって測定した場合、その全部または一部を履行することによって、履行部分に相当する受取対価の価値相当額が、収益として発生する。そして、履行に際し発生した収益と費用との差額が、履行に伴う利益額となる (par. 6.29)。
- (e) 受取対価に関する情報は、財または用役を将来販売することによって獲得する利益額、つまり、将来の正味キャッシュインフローを予測する際のインプットとして用いられれば、「予測価値」⁴³を有する。また、歴史的原価によって測定される収益および費用は、キャッシュフローまたは利益額に関する過去の予想に対するフィードバックを提供するから、「確認価値」⁴⁴を有する (par. 6.30)。
- (f) (e) と同様、償却原価によって測定された金融負債から発生した利息費用も、予測価値および確認価値を有する (par. 6.31)。

6.1.2 歴史的原価の選択に際し勘案すべき要因

「2018 年概念フレームワーク」は、歴史的原価の選択に際し勘案すべき要因として、次のものを挙げている。

- (a) 市場要因またはその他のリスクに対する感応度の影響を受けやすければ、歴史的原価と現在価額は大きく乖離する。情報利用者にとって、価値の変動に関する情報が重要であれば、歴史的原価は、目的適合性を有する情報を提供しない。例えば、デリバティブの性質を有する金融負債を償却原価によって測定しても、目的適合性を有する情報を提供することにはならない (par. 6.51)。
- (b) 歴史的原価を負債の測定基礎とすれば、価値の変動は、価値が変動した時点ではなく、負債を履行した時点において報告される。そうすると、負債を負う期間にわたってではなく、履行した時点においてすべての収益および費用が認識されるという誤解を招くおそれがある。また、歴史的原価は価値の変動に関する適時性を有する情報を提供しないから、認識される収益および費用は、報告期間にわたって負債を負うことによって生じるリスクエクスポージャーを描写しきれておらず、予測価値および確認価値を有しない (par. 6.52)。
- (c) 償却原価の適用に際しては、金融負債の性質を勘案する必要がある。償却原価は、元本および利息以外の要因の影響を受けるキャッシュフローに関する目的適合性を有する情報を提供しない (par. 6.57)。

⁴² これも、資産とのアナロジーによって理解することができる。資産についていえば、歴史的原価は、資産の費消および減損に伴い減少する。したがって、歴史的原価によって測定された資産の回収可能価額は、簿価が上限となる (par. 6.26)。

⁴³ 財務情報は、将来の結果を予測するために情報利用者が採用するプロセスのインプットとして用いられる場合、予測価値を有する (par. 2.8)。

⁴⁴ 財務情報は、過去の評価に関するフィードバックを提供する場合、確認価値を有する (par. 2.9)。

- (d) 多くの場合、歴史的原価は、現在価額と比べて低コストかつ容易に測定することができる。また、歴史的原価による測定額は、十分に理解可能であり、かつ、多くの場合において検証可能である。もっとも、不利な負債の測定については、主観的となり、現在価額と同程度に測定が困難であるか、または検証が困難となりうる (pars. 6.69 and 6.70)。
- (e) 異なる期間に発生した負債を歴史的原価によって測定すると、異なる金額によって測定されることから、比較可能性が担保されない (par. 6.71)。

6.2 公正価値

6.2.1 特徴および提供する情報

公正価値は、次の特徴を有する。

- (a) 出口価値である (pars. 6.21 and BC6.14)。
- (b) 取引価格または負債が発生する取引その他の事象に関する情報を (部分的にでも) 用いないから、発生または引受時点の受取対価から取引コストを控除しない。また、最終的な移転または決済に際して発生する取引コストも反映しない (par. 6.16)。
- (c) 報告主体が権利 (access) を有する市場の参加者の観点を反映する。つまり、市場参加者が自身の経済的利益を最大化するよう行動する場合における負債価格の決定に用いる仮定と同様の仮定を用いて測定する (par. 6.13)。
- (d) 活発な市場における価格を直接観察することによって、算定できる場合がある (par. 6.14)。
- (e) 活発な市場における価格を直接観察することによって算定できなければ、キャッシュフローを基礎とした測定技法によって、次の諸要素のすべてを反映して間接的に算定する (par. 6.14)。なお、(ii) および (iv) には、自己の信用リスクを反映する (par. 6.15)。
- (i) 将来キャッシュフローの見積り
 - (ii) キャッシュフローの不確実性に起因する、将来キャッシュフローの見積額または時期の変動可能性。
 - (iii) 貨幣の時間的価値
 - (iv) キャッシュフローに起因する不確実性を受忍するための価格 (リスクプレミアムまたはリスクディスカウント)。不確実性を受忍するための価格は、不確実性の程度によって異なる。当該価格は、一般に、確実なキャッシュフローをもたらす負債と比べて、不確実なキャッシュフローをもたらす負債の引受けに際し、投資者がより多くの額を要求するという事実を反映する。
 - (v) 流動性など、その他の諸要因 (市場参加者が反映する場合)

また、公正価値が財政状態計算書および財務業績計算書において提供する情報は、次の

表5のとおりである。

表5 公正価値が提供する情報

財政状態計算書	
簿価	負債の未履行部分を移転するために支払うであろう価格（移転に際し発生する取引コストを含まない）
財務業績計算書	
当初認識*	①負債の受取対価と公正価値との差額** ②負債の発生または引受けに際し発生した取引コスト
負債の履行	①履行した負債の公正価値と同額の収益 ②負債の履行に要した費用 ※①と②は、純額表示または総額表示のいずれも可。総額表示の場合、当初の受取対価は別建表示することもできる。
負債の移転	①移転した負債の公正価値と同額の収益 ②負債の移転に要した費用（取引コストを含む） ※①と②は、純額表示または総額表示のいずれも可
利息費用	公正価値の変動によって発生する収益および費用に反映される（別個に識別することもできる）
不利にする事象の影響	公正価値の変動によって発生する収益および費用に反映される（別個に識別することもできる）
価値の変動	公正価値の変動によって発生する収益および費用に反映される

* 市場条件に基づくことなく発生したかまたは引き受けた負債の当初認識において、収益または費用が発生する可能性がある。

** 負債が発生したかまたは負債を引き受けた市場と測定に用いる価格を観察する市場が相違すれば、収益または費用が発生する可能性がある。

(IASB 2018b, Table 6.1 をもとに筆者作成)

表5に関する補足は、次のとおりである。

- (a) 公正価値による測定額は、将来キャッシュフローの金額、時期、および不確実性に関して市場参加者が有する現在の期待を反映するものであり、予測価値を有する。また、市場参加者が有する現在の期待は、市場参加者の現在のリスク選好を反映して価格づけされる。したがって、公正価値による測定額は、過去の期待に関するフィードバックを提供することによって、確認価値を有する (par. 6.32)。
- (b) 市場参加者が有する現在の期待を反映した収益および費用は、将来の収益および費用を予測する際のインプットとして用いられることから、予測価値を有する。また、当該収益および費用は、経営者による「受託責任 (stewardship)」 (par. 1.3) の遂行状況の評価に資する (par. 6.33)。
- (c) 公正価値の変動要因は、多様である (pars. 6.14 and 6.15)。変動要因がそれぞれに異なる性質を有するのであれば、収益および費用を要因ごとに識別することによって、有用な情報を提供することができる (par. 6.34)。
- (d) 公正価値を測定する際に用いる価格を観察する市場において取引が発生した場合、通常、公正価値と同等の対価を受け取る。このとき、負債を公正価値によって測定すれば、取引コストが重要である場合を除き、負債の移転に伴い発生する純損益額は僅少となる (par. 6.36)。

6.2.2 公正価値の選択に際し勘案すべき要因

「2018 年概念フレームワーク」は、公正価値の選択に際し勘案すべき要因として、次のものを挙げている。

- (a) 公正価値の変動は、市場参加者の期待およびリスク選好の変化を反映するものである。報告主体が負債を移転するのではなく、履行する意思を有するのであれば、かかる変化を反映した公正価値の変動情報は、予測価値および確認価値を有するとはいえない (par. 6.53)。
- (b) 公正価値は、市場参加者の観点に基づき算定され、かつ、負債の発生時点とは無関係である。したがって、同一市場への権利を有する複数の主体が、同種の負債の公正価値を（原則として）同額で測定することとなるから、比較可能性が担保される (par. 6.72)。
- (c) 活発な市場における価格を観察することによって直接算定することができれば、公正価値を測定するプロセスは、低コストかつ容易であり、理解可能性も高い。また、測定額は、検証可能である (par. 6.73)。
- (d) キャッシュフローを基礎とした測定技法による見積りを要する場合、用いる技法にもよるが、インプットの見積りと技法の適用にかかるコストが高くなり、かつ、複雑化する。また、インプットが主観的となり、インプットとプロセスそのものの妥当性を検証することが困難となる。これにより、同種の負債の測定額が相違しうることから、比較可能性は担保されない (par. 6.74)。

6.3 履行価値

6.3.1 特徴および提供する情報

履行価値は、次の特徴を有する。

- (a) 出口価値である (pars. 6.21 and BC6.14)。
- (b) 負債を履行することによって移転することが求められる「現金その他の経済的資源」の額は、相手方に移転する金額（負債相当額）に加えて、履行可能な状態とするために要する金額を含む (par. 6.17)。
- (c) 将来キャッシュフローを基礎とするため、負債の引受けに際し発生する取引コストを反映しない。他方、履行に際し発生すると予想される取引コストの現在価値は反映する (par. 6.18)。
- (d) 実際にはほとんど相違しないかもしれないが、市場参加者ではなく、報告主体の観点を反映する (par. 6.19)。
- (e) 直接観察することができず、キャッシュフローを基礎とした測定技法を用いて算定する。履行価値は、報告主体の観点から、公正価値と同じ諸要素 (pars. 6.14 and 6.15) を反映して算定する (par. 6.20)。

また、履行価値が財政状態計算書および財務業績計算書において提供する情報は、次の表6のとおりである。

表6 履行価値が提供する情報

財政状態計算書	
簿価	負債の未履行部分を履行する際に発生するであろう将来キャッシュフローの現在価値（履行または移転に際し発生する取引コストの現在価値を含む）
財務業績計算書	
当初認識*	①負債の受取対価と履行価値との差額 ②負債の発生または引受けに際し発生した取引コスト
負債の履行	①履行した負債の履行価値と同額の収益 ②負債の履行に要した費用 ※①と②は、純額表示または総額表示のいずれも可。総額表示の場合、当初の受取対価は別建表示することもできる。
負債の移転	①移転した負債の履行価値と同額の収益 ②負債の移転に要した費用 ※①と②は、純額表示または総額表示のいずれも可
利息費用	履行価値の変動によって発生する収益および費用に反映される（別個に識別することもできる）
不利にする事象の影響	履行価値の変動によって発生する収益および費用に反映される（別個に識別することもできる）
価値の変動	履行価値の変動によって発生する収益および費用に反映される

* 市場条件に基づくことなく発生したかまたは引き受けた負債の当初認識において、収益または費用が発生する可能性がある。

(IASB 2018b, Table 6.1 をもとに筆者作成)

表6に関する補足は、次のとおりである。

- (a) 履行価値は、負債を履行するために要する見積キャッシュフローの現在価値に関する情報を提供する。したがって、移転または交渉ではなく、履行を予定する負債の履行価値は、予測価値を有する (par. 6.38)。
- (b) 履行価値の見積りの更新額は、過去の履行価値の見積りに対するフィードバックを提供することから、将来キャッシュフローの金額、時期、および不確実性を見積りと相まって、確認価値を有する (par. 6.39)。

6.3.2 履行価値の選択に際し勘案すべき要因

「2018年概念フレームワーク」は、履行価値の選択に際し勘案すべき要因として、次のものを挙げている。

- (a) 報告主体の観点を反映するから、同種の負債の履行価値による測定額は、報告主体間で相違する。したがって、とくにキャッシュフローに対して同様の貢献を有する同種の負債の測定額について、比較可能性は担保されない (par. 6.72)。
- (b) 用いる技法にもよるが、インプットの見積りと技法の適用に要するコストが高くなり、かつ、複雑化する。また、インプットが主観的となり、インプットとプロセスそのものの妥当性を検証することが困難となる。これにより、同種の負債の測定額が相違しうることから、比較可能性は担保されない (par. 6.74)。
- (c) 履行価値は、報告主体の観点から、公正価値と同じ諸要素を反映することによって

見積もる (par. 6.20)。したがって、履行価値は、キャッシュフローに起因する不確実性を受忍するために要する価格 (リスクプレミアム) を反映する。リスクプレミアムは、不確実性の水準が異なる項目の経済的な差異を明確にする。したがって、リスクプレミアムを反映することにより、目的適合性を有する情報を提供することができる (pars. BC6.26 and BC6.27)。

6.4 現在原価

6.4.1 特徴および提供する情報

現在原価は、次の特徴を有する。

- (a) 入口価値である。なお、測定日における状況を反映する点において、歴史的な原価とは異なる (pars. 6.21 and BC6.14)。
- (b) 測定日における同等の負債の受取対価から、取引コストを控除する (par. 6.21)。
- (c) 活発な市場における同等の負債価格を直接観察することによって算定できなければ、間接的に算定する (par. 6.22)。

また、現在原価が財政状態計算書および財務業績計算書において提供する情報は、次の表 7 のとおりである。

表 7 現在原価が提供する情報

財政状態計算書	
簿価	負債の未履行部分を引き受けることによって現時点において受け取るであろう対価 (取引コスト控除後) に、見積キャッシュアウトフローの受取対価超過分を加算したもの
財務業績計算書	
当初認識*	———
負債の履行	①履行した負債の現在原価と同額の収益 (現時点の受取対価を反映する) ②負債の履行に要した費用 ※①と②は、純額表示または総額表示のいずれも可。総額表示の場合、当初の受取対価は別建表示する。
負債の移転	①移転した負債の現在原価と同額の収益 (現時点の受取対価を反映する) ②負債の移転に要した費用 (取引コストを含む) ※①と②は、純額表示または総額表示のいずれも可
利息費用	現在の利子率を用いた利息費用
不利にする事象の影響	見積キャッシュフローの現在原価超過額と同額の費用、または超過額の事後的な変動額と同額の費用
価値の変動	価格変動の影響を反映した収益および費用 (保有利得または保有損失)

* 市場条件に基づくことなく発生したかまたは引き受けた負債の当初認識において、収益または費用が発生する可能性がある。

(IASB 2018b, Table 6.1 をもとに筆者作成)

表 7 に関する補足は、次のとおりである。

- (a) 現在原価による測定額は、測定日に同等の負債が発生するかまたは同等の負債を引き受けることによって受け取るであろう対価を反映することから、目的適合性を有する (par. 6.40)。

- (b) 現在原価は、歴史的な原価と同様、負債を履行することによって発生する収益に関する情報を提供する。かかる情報は、現在の利益額の算定に用いられ、さらには将来の利益額を予想するインプットとしても用いられる。また、歴史的な原価とは異なり、現在原価は、履行時点における価格を反映する。価格変動が重要である場合、現在原価を基礎とした利益額は、歴史的な原価を基礎としたそれよりも有用である (par. 6.41)。
- (b) 履行によって発生する現在の収益の報告に際し、報告期間中の簿価の変動については、履行により発生した現在の収益と、価格変動による影響（「保有利得」または「保有損失」）に区分する必要がある (par. 6.42)。

6.4.2 現在原価の選択に際し勘案すべき要因

異なる期間に発生した負債を現在原価によって測定すれば同額となるから、比較可能性が担保される (par. 6.76)。

7. 2018年概念フレームワークの適用

7.1 履行価値の選択

「2018年概念フレームワーク」は、混合測定を採用している (5.2を参照)。そこで、個々の基準において、適用すべき測定基礎を選択する必要がある⁴⁵。

引当金は、その定義より、時期または金額の不確実性、つまり、「結果の不確実性」を有する項目であり、多くの場合、細分すれば次に示す性質を有すると認められる⁴⁶。これらに即して、引当金の測定基礎を選択する。

- (a) 非交換取引によって生じること。
- (b) 観察可能ないかなる取引価格も存在しないこと。
- (c) 直接的にキャッシュアウトフローを創出すること。
- (d) 報告主体が履行することによって決済されること。

これらのうち、(d)が、引当金の測定基礎を選択する端的な論拠となりうる。つまり、報告主体が履行することによって決済されるという事実を照らせば、負債を履行するために要する見積キャッシュフローの現在価値に関する情報を提供する「履行価値」が、最も適合的な測定基礎となる (IASB 2015f, pars. 3.9 and 3.10)。

ちなみに、消去法によっても、履行価値が採るべき測定基礎となる⁴⁷。まず、次のとおり、

⁴⁵ また、基準においては、必要に応じて、選択した測定基礎の適用に関する次の事項について補足する (par. 6.3)。

- (a) ある測定基礎を適用した測定額の見積りに用いる技法を明示する。
- (b) 理念的な技法と同等の情報を提供しうる、簡素化された測定アプローチを明示する。
- (c) 測定基礎の修正方法を説明する。

⁴⁶ ちなみに、(a) および (b) は、現行 IAS 第 37 号が提示する引当金の 3 つの認識要件を維持する論拠となる (補 3 を参照)。

⁴⁷ もちろん、本稿が提示する消去プロセスは、一例にすぎない。

歴史的原価および現在原価は、候補から除外される。

- ・ (a) より、対価の受取りがないから、入口価格たる歴史的原価および現在原価は適合的ではない。
- ・ (b) より、(部分的にでも) 取引価格を用いる歴史的原価は、適合的ではない。あわせて、現在原価は、歴史的原価のみなし原価として適切ではない。
- ・ (c) より、歴史的原価は適合的ではない。

次に、公正価値および履行価値は、次の点において無差別である。

- ・ 出口価格である。
- ・ 現在価額である。
- ・ キャッシュフローを基礎とした測定技法を用いる場合、同様の難点を有する。

もともと、(d) より、決済の方法として「第三者への移転」を想定する公正価値は、履行を前提とする引当金の測定基礎として適合的であるとはいえない。以上より、「2018年概念フレームワーク」が提示する4つの測定基礎のうち、採るべき測定基礎は履行価値となる。

また、IAS 第37号は、引当金の測定が不可能となる状況は「極めて稀」であるとしており (IAS 37, par. 26)、履行を前提とした測定を提案する「作業草案」も同様の想定を明示している (IASB 2010b, par. 23)。したがって、履行価値による測定の不確実性の水準に照らして、代替的に他の測定基礎を選択すべき状況まで勘案する必要はないであろう。つまり、履行価値以外の測定基礎は、代替的な測定基礎となりえないということである。

なお、当初測定および事後測定の双方において、履行価値を適用すればよい。また、二重測定の適用を勘案する必要はないといつてよい。

7.2 測定原則の明確化か変更か？

現行 IAS 第37号が提示する測定原則は、その文言 (報告期間の終了日において、現在の債務を決済するために要する支出額の最善の見積り) より、出口価値による測定を想定している (IASB 2009a, par. 10 (a))。また、引当金は、IFRS 第13号 (公正価値測定) の適用対象ではない。したがって、歴史的原価、現在原価、および公正価値は、現行 IAS 第37号の測定原則と明らかに整合しない。そこで、仮にこれらの測定基礎のいずれかを選択すれば、現行 IAS 第37号の測定原則は変更されることとなる。

それでは、履行価値は、現行 IAS 第37号の測定原則と整合する測定基礎といえるのであろうか。いいかえれば、履行価値も他の測定基礎と同様に現行 IAS 第37号と整合しない測定基礎であり、それを適用する結果、測定原則の変更を求めることとなるのであろうか。履行価値の適用と測定原則との関係 (つまり、明確化か変更のいずれに該当するか) については、無用な誤解を招かぬよう、最終的に基準 (本文または結論の基礎) において明確

にする必要があると考える。

これについて、たしかに、IAS 第 37 号は、具体的な決済の手法として、報告主体自身による履行を明記しているわけではない。したがって、履行価値の適用は、測定原則に変更をもたらすように思われる。もっとも、先述のとおり、「作業草案」は、「報告期間の終了日において現在の債務から解放されるために要する合理的な支払額」として、第一義的に「債務を履行するために要する資源の現在価値」を用いるべきことを示唆している（4.1 を参照）。文言を照合すれば明らかなおと、作業草案にいう「債務を履行するために要する資源の現在価値」と「2018 年概念フレームワーク」にいう履行価値は、実質的に相違はないといってよい⁴⁸。そして、作業草案が提示する測定原則とその適用指針は、あくまでも、現行 IAS 第 37 号の測定原則を明確化したものである（IASB 2010a, par. BC10）。

このように、「負債プロジェクト」における測定原則に関する検討を援用すれば⁴⁹、履行価値による引当金の測定は、現行 IAS 第 37 号の測定原則を変更するものではなく、明確化したもの（「決済」は「履行」を意味する）と解することができるであろう。したがって、当時の説明を拝借すれば（IASB 2007a, par. BC79B）、履行価値の適用によって引当金の会計実務に変更が生じたとすれば、それは測定原則の明確化によってもたらされた結果であり、測定原則の変更によってもたらされたものではない。

7.3 採るべき決済概念

履行価値は、「負債を履行することによって移転することが求められると予想される現金その他の経済的資源の現在価値」とされる。ここで、かかる文言を注意深く観察すると、「2018 年概念フレームワーク」は、いかなる時点の履行を想定すべきか明確にしていない。そこで、基準レベルにおいていかなる時点の履行を想定すべきか、つまり、採るべき決済概念を明確にする必要があると考える。

これについて、履行による決済を念頭に置けば、たしかに、「最終的な決済概念」がより適合的であるともいえる（企業会計基準委員会 2009, 第 67 項）。もっとも、上述のとおり、履行価値による引当金の測定が、現行 IAS 第 37 号が提示する測定原則を明確化したものと解するのであれば、決済概念についても引き続き「現時点における決済概念」を採ることになるはずである（2.5.1 を参照）。したがって、引当金は、将来ではなく、報告期間の終了日において債務を履行することを想定して測定すべきとなる。

なお、「負債プロジェクト」においては、「現時点における決済概念」に基づく測定額が有用な情報を提供することが明確にされ、その旨を「2005 年草案」の「結論の基礎」に追加することが提案されていた（IASB 2007b, pars. BC79C and BC79D）。もっとも、当時の検

⁴⁸ ただし、「作業草案」は価値最大化行動を念頭に置いている（IASB 2015f, par. 3.9）。とはいえ、債務を取り消すかまたは第三者に移転することが現実的ではないことから「作業草案」にいう「債務を履行するために要する資源の現在価値」が第一義的に用いられるとすれば、価値最大化行動を勧告する必要はないはずである。

⁴⁹ 詳細は、赤塚（2017, pp. 155-232）を参照。

討は、「1989年概念フレームワーク」が提示する質的特性を参照したものである⁵⁰。そこで、将来キャッシュフローの見積り（最頻値と期待値の選択）に大きな影響を及ぼす点に鑑み、「現時点における決済概念」に基づく測定額の有用性について、「2018年概念フレームワーク」が提示する質的特性に即して再検証を行う必要があるように思われる。

7.4 キャッシュフローを基礎とした測定技法

7.4.1 理念的な測定技法

履行価値は、キャッシュフローを基礎とした測定技法によって見積もる。履行価値の算定に際しては、報告主体の観点から⁵¹、次に示す公正価値と同じ諸要素を反映する（IASB 2018b, pars. 6.14 and 6.20）。

- (a) 将来キャッシュフローの見積り
- (b) キャッシュフローの不確実性に起因する、将来キャッシュフローの見積額または時期の変動可能性
- (c) 貨幣の時間的価値
- (d) キャッシュフローに起因する不確実性を受忍するために要する価格
- (e) その他の諸要因

(a) および (b) について、「2018年概念フレームワーク」は、「中心点の見積り（central estimate）」として、期待値と最頻値のほか、「50%超の確率で生じうる最大額（maximum amount that is more likely than not to occur）」を挙げている（IASB 2018b, par. 6.93）。「50%超の確率で生じうる最大額」は、厳密に言えば累積確率が50%となる結果が2つ存在する場合に相違するものの、それを除けば中央値と同義である⁵²。

上述のとおり、「現時点における決済概念」を採るとすれば、それと親和性を有する期待値を用いる。そして、中心点の見積りは、最終的な結果と相違する不確実性を受忍する価格を捕捉しないから（IASB 2018b, par. 6.94）、(d) のとおりリスク調整を要する。また、履行原価ではなく、履行価値を見積もるのであれば、「作業草案」が提案したとおり、用役を提供することによって履行する債務について、用役の「価値」を見積もるべく、利益額を含めるべきとなる（IASB 2010a, par. BC19）。さらに、(b) および (d) について、不履行リスクを反映する（IASB 2018b, par. 6.15）。

以上、履行価値の具体的な見積技法を整理すれば、次のとおりである。これは、履行価値の「理念的な見積技法」と位置づけることができる。

- (a) 将来キャッシュフローの見積りに期待値を用いる。

⁵⁰ 「目的適合性」（とくに「予測価値」）、「信頼性」、「比較可能性」、および「理解可能性」と、「検証可能性」および「正確性」が検証対象となっている。

⁵¹ この点において、入手可能であれば市場に基づく情報を優先して使用することとする「作業草案」とは異なる。

⁵² 詳細は、赤塚（2014, pp. 69-70）を参照。また、期待値、最頻値、および中央値（50%超の確率で生じうる最大額）の性質およびそれらが負債測定額に及ぼす影響の詳細についても、赤塚（2014）を参照。

- (b) (a) より、将来事象の反映に際し、「十分な客観的証拠」を求めない (3.2.4 を参照)。
- (c) リスク調整を行う。
- (d) 不履行リスク (自己の信用リスク) を反映する。
- (e) 用役を提供することによって履行する債務について、利益額を含む。

ちなみに、「2018年概念フレームワーク」を引当金の認識と測定に適用すれば、認識に際し蓋然性要件を課したうえで (補3を参照)、測定 (将来キャッシュフローの見積り) に際し期待値を用いることとなる⁵³。このような類型は、これまであまり想定されてこなかったはずであり⁵⁴、類型論の見地から注目を集めることであろう。

7.4.2 修正測定基礎

「2018年概念フレームワーク」は、キャッシュフローを基礎とした測定技法のカスタマイズをつうじた「修正測定基礎」の適用を認めている。そして、履行価値については、自己の信用リスク (不履行リスク) を反映しないという修正方法について言及している (IASB 2018b, par. 6.92)。これに関して、「2018年概念フレームワーク」の「公開草案」(2015年5月)は、非交換取引によって発生した負債を履行価値によって測定すると、リスクプレミアムを含む費用が認識され、その後、報告主体がリスクから解放されるにつれて負債額が減少するとともに収益が認識されるという現象を、情報利用者が直観に反すると捉える可能性があるとして指摘している (IASB 2015b, par. 6.36)。また、「公開草案」は、貨幣の時間的価値またはリスクプレミアムについて、市場参加者の仮定を用いる可能性も指摘している (IASB 2015b, par. 6.35 (a))。

さらに、例えば「2010年測定草案」に寄せられた主要なコメント (IASB 2010c) に基づいて上述の理念的な技法をカスタマイズするとすれば⁵⁵、採りうるオプションとして次のものが考えられる (もちろん、すべてを採用する必要はない)。

- (a) 特定の状況において、単一の債務について最頻値による見積りを容認する。
- (b) リスク調整を行わない。
- (c) 不履行リスク (自己の信用リスク) を反映しない。
- (d) 用役を提供することによって履行する債務について、利益額を含めない (原価額とする)。

(a) は、例えば、次の状況において、単一の債務の将来キャッシュフローの見積りに最頻値を用いるというものである (IASB 2010c, par. 3.3.19 (a))。

- (i) 生起しうる結果が少ない (例えば2つしかない) 場合

⁵³ かつては将来キャッシュフローの見積りに期待値を用いるべく、公正価値測定の適用を推奨する意見がみられたものの、履行価値の登場によって当該意見の説得力は低下することとなろう。

⁵⁴ これについては、例えば、日本銀行金融研究所 (2004) の「徳賀コメント」(p. 5) を参照。

⁵⁵ 「作業草案」は、コメントを募集していない。

- (ii) 1度限りの (one-off) 訴訟、または生じうる結果と確率に関する証拠が十分ではない不確実な負債
- (iii) ある結果の生起確率が、他の結果と比べて圧倒的に高い場合

なお、このとき、「現時点における決済概念」を採ったうえで最頻値による見積りを行うことが、測定原則と整合的な取扱いとなることに留意を要する⁵⁶。また、期待値を用いないのであれば、将来事象の反映に際し「十分な客観的証拠」を求めることが、これまでの取扱いと整合的となる。

ちなみに、「調査プロジェクト」(2015年7月)においては、(a)、(c)、(d)のいずれかまたは複数を採用する可能性が示唆されている (IASB 2015f, par. 3.13)。もちろん、ここに示したオプションは、「負債プロジェクト」をふまえたものであるから、修正測定基礎のそもそもの要否および(修正するのであれば)その詳細については、今後、「引当金プロジェクト」において正式決定する必要がある。

いずれにしても、不履行リスクをはじめとする各種要素の取扱いが明確にされることにより、現行実務の多様性が解消に向かうことが期待される。

7.5 不利な契約の測定基礎

「不利な契約 (onerous contract)」とは、「契約に基づく債務の履行に際して不可避免的に生じる原価が、契約に基づき獲得することが期待できる経済的便益を超過する契約」(IAS 37, par. 10)をいう。IAS 第37号は、不利な契約の判定基準として、不可避免的に生じる原価を用いる。しかるに、「2018年概念フレームワーク」を適用すると、履行価値によって不利な契約に該当する引当金を測定することとなる。そこで、不利な販売契約⁵⁷の判定(不利な販売契約による引当金の認識の判定)に用いる測定基礎(原価)と、測定に用いる測定基礎(価値)に不整合が生じる。

かかる不整合の対処については、「負債プロジェクト」において検討が行われている。そして、それをふまえた「作業草案」は、(当時の)IAS 第18号「収益」または(当時の)IFRS 第4号「保険契約」の適用対象となる取引によって生じる不利な契約に関する資源流出について、契約を基礎とした債務を履行するために発生する原価の予想額とするという暫定的な規定を設けることを提案した (IASB 2010b, par. B9)。そして、収益認識および保険契約に関する新基準が公表されれば⁵⁸、その要否を再検討することとされていた (IASB 2010a, par. BC27)。

「負債プロジェクト」における検討をふまえると⁵⁹、不利な契約の取扱いについて、次の

⁵⁶ もちろん、決済概念の変更を認める余地はある。

⁵⁷ なお、購入契約は、いずれのプロセスにおいても現金支払額を用いるから、整合性の問題は生じない (IASB 2009b, par.10)。

⁵⁸ その後、IFRS 第15号は、いわゆる「不利テスト」を規定しないこととした (IFRS 15, par. BC296)。

⁵⁹ 詳細は、赤塚 (2017, pp. 211-214) を参照。

3つの方策が考えられる (IASB 2009b, par. 14)。

- (a) 不利な契約の判定 (認識) および測定 of いずれにおいても価値を用いることによって、不整合を解消する。
- (b) 不利な契約の判定 (認識) および測定 of いずれにおいても原価を用いることによって、不整合を解消する。
- (c) 不利な契約の測定について、原価を用いるという例外を設ける。つまり、不利な契約の判定 (認識) においては原価を用い、測定においては価値を用いる。

(a) を採ると、不利な契約の定義を修正する必要がある⁶⁰。また、不利な契約に該当すると判定される状況が増加しうる。(b) を採ると、測定原則に不利な契約に関する例外を設ける必要があり、それを許容しうるかが問題となる。(c) を採ると、整合性を回復することができないため、不整合を積極的に肯定する論拠を要する。

補遺 2018 年概念フレームワークの適用 (引当金の認識要件に及ぼす影響)

補 1. 負債の定義と 3 要件

「2018 年概念フレームワーク」は、負債を「過去の事象の結果として経済的資源を移転する、報告主体の現在の債務」と定義している⁶¹ (par. 4.26)。

「過去の事象の結果として生じる現在の債務であり、決済に際し経済的便益を意味する資源の流出が予想されるもの」(IASB 1989, par. 49 (b) ; IASB 2010d, par. 4.4 (b)) という「2010 年 (1989 年) 概念フレームワーク」の定義と比較すると、「2018 年概念フレームワーク」の定義は、①「経済的便益を意味する資源」が「経済的資源 (economic resource)」に置き換えられ、「経済的資源」が「経済的便益を創出する潜在能力を有する権利」と別個に定義されたこと、および②「予想される (expected)」という文言が削除されたことが、大きな特徴となっている (par. BC4.44)。

また、「2018 年概念フレームワーク」は、負債となる項目が次に示す 3 要件⁶²のすべてを充足することを求めている (par. 4.27)。

要件 (a) : 報告主体が債務を有すること。

要件 (b) : 経済的資源を移転する債務であること。

要件 (c) : 過去の事象の結果として存在する現在の債務であること。

補 2. 認識

補 2.1 認識要件

「2018 年概念フレームワーク」は、定義の充足を前提として、次に示す 2 要件を資産お

⁶⁰ 現在進行中である不利な契約に関する IAS 第 37 号の部分改訂プロジェクトにおいては、不可避免的に生じる原価の解釈に焦点が当てられている。

⁶¹ 以下、本節において、「2018 年概念フレームワーク」の引用・参照箇所はパラグラフ番号のみ表記する。

⁶² 3 要件の詳細については、赤塚 (2018a) を参照。

よび負債の認識要件として提示している (par. 5.7) (以下、便宜上、要件 (a) を「目的適合性要件」、要件 (b) を「忠実な表現要件」とよぶ)。

- (a) 資産または負債とそれから生じる収益、費用⁶³、または持分の変動に関する目的適合性を有する情報を、財務諸表利用者に提供すること。
- (b) 資産または負債とそれから生じる収益、費用、または持分の変動に関する忠実な表現を、財務諸表利用者に提供すること。

認識に際しては、これら 2 要件に加えて、コストの制約が課される。つまり、資産または負債は、認識することによって情報利用者にもたらされるベネフィットが、財務諸表の作成および利用に伴い生じるコストを正当化する場合に認識する (par. 5.8)。

「2018 年概念フレームワーク」が提示する認識要件は、財務情報の基本的な質的特性を直接参照するかたちとなっている。そして、次の表 8 に示すとおり、認識しても基本的な質的特性を具備する情報を提供しない状況に関する指標 (要因) を提示することによって、定義を充足するものの情報としての有用性が認められない項目を財政状態計算書から除外するしくみとなっている (par. BC5.4 (b))。

表 8 認識要件と指標 (要因) の整理

認識要件	認識に影響を及ぼす指標 (要因)
目的適合性要件	存在の不確実性
	経済的便益が流入または流出する蓋然性が低い (結果の不確実性*)
忠実な表現要件	測定の不確実性
	その他の要因

* 「2018 年概念フレームワーク」は、厳密には「結果の不確実性」を認識に影響を及ぼす指標 (要因) として明示しているわけではない。もっとも、経済的便益の流入または流出の金額または時期に関して不確実性 (つまり、「結果の不確実性」) を有することによって、報告期間の終了日において経済的便益が流入または流出する「蓋然性が低い」と判定されるという因果が認められる。そこで、本稿においては、「経済的便益が流入または流出する蓋然性が低い」という指標 (要因) に括弧を付したうえで、「結果の不確実性」を付記することとした。

(筆者作成)

補 2.2 目的適合性要件

次の場合、資産または負債 (さらにはその結果として収益、費用、または持分の変動) を認識しても、必ずしも目的適合性を有する情報を提供することにはならない (par. 5.12)。

- (a) 資産または負債の存在が不確実である場合 (「存在の不確実性」)。
または、
- (b) 資産または負債が存在すると認められるものの、経済的便益が流入するかまたは流出する蓋然性が低い (low) 場合 (「結果の不確実性」)。

補 2.2.1 存在の不確実性

資産または負債の存在が不確実である場合、経済的便益が流入するかまたは流出する蓋

⁶³ 負債を当初認識するかまたは負債の簿価が増加することにより、費用を認識する (par. 5.4 (b) (i))。

然性が低いことや、起こりうる結果が過度に多様であることと相まって、当該資産または負債を単一の額によって認識しても、必ずしも目的適合性を有する情報を提供することにはならない (par. 5.14)。

なお、このように存在の不確実性が目的適合性に影響を及ぼす要因として明示されているという事実は、大多数の資産または負債にとって無縁であるとはいえ、存在の不確実性が概念フレームワークにおいて看過してもよいほどに稀ではないことを示唆している (par. BC5.31)。

補 2.2.2 経済的便益が流入または流出する蓋然性が低い場合 (結果の不確実性)

「2018 年概念フレームワーク」の定義より、経済的便益が流入するかまたは流出する蓋然性が低くとも、資産⁶⁴または負債は存在しうる (pars. 4.15 and 4.37)。このとき、当該資産または負債にかかる経済的便益の流入額または流出額の規模、時期、および生起確率に影響を及ぼす要因に関する情報が最も目的適合性を有する情報となり、それを注記によって開示することが第一義的な方策となる (pars. 5.15 and 5.16)。つまり、「2018 年概念フレームワーク」は、経済的便益が流入するかまたは流出する蓋然性が「低い」場合、資産または負債を認識すべきではないことを示唆している。

もともと、蓋然性が「低い」と判定された資産または負債を認識することが一切認められないわけではない。「2018 年概念フレームワーク」は、次のとおり、取引の性質に即した取扱いについても言及している (par. 5.17)。

- (a) 市場条件に基づく交換取引によって資産を取得するかまたは負債が発生することとなった場合、通常、経済的便益が流入するかまたは流出する蓋然性は、原価に反映される。当該原価は、目的適合性を有し、かつ、容易に入手可能である。また、取引の発生時点において資産または負債を認識せずに費用または収益を認識しても、取引を忠実に表現することにはならない。したがって、蓋然性が低くとも、資産または負債を認識すべきである。
- (b) 非交換取引によって資産を取得するかまたは負債が発生することとなった場合、資産または負債を認識すると、同時に収益または費用を認識する必要がある。経済的便益が流入するかまたは流出する蓋然性が低い場合にまで、資産と収益または負債と費用を認識しても、目的適合性は認められない。

補 2.3 忠実な表現要件

忠実な表現は、次の 2 つの要因の影響を受ける (par. 5.18)。

- (a) 資産または負債に関する測定の不確実性の水準 (「測定の不確実性」)

⁶⁴ 「2018 年概念フレームワーク」は、資産を「過去の事象の結果として報告主体が支配する現在の経済的資源」と定義している。そして、「経済的資源」に関して、経済的便益を創出する蓋然性が低くとも潜在能力は存在し、経済的便益を創出する蓋然性が低い潜在能力を有する権利であっても、経済的資源の定義を充足するとしている (pars. 4.4, 4.14, and 4.15)。

(b) その他の要因

補 2.3.1 測定の不確実性

「2018年概念フレームワーク」は、「2010年（1989年）概念フレームワーク」と同様、合理的な見積りの使用は財務情報の作成に不可欠であり、見積額が明確かつ正確に記述および説明されていれば、財務情報の有用性を損なわないとしている。そして、不確実性の水準が高くとともに、必ずしも見積りの使用が情報の有用性を阻害する要因とはならないとしている（pars. 2.19 and 5.19）。

もつとも、キャッシュフローを基礎とした測定技法を用いるしか資産または負債を見積もる手段がなく、かつ、次に示すひとつまたは複数の状況に該当する場合、不確実性の水準が高くなり、見積りが忠実な表現とはならない可能性がある（par. 5.20）。

- (a) 起こりうる結果が過度に多様であり、個々に生起確率を算定することが極めて困難である場合⁶⁵。
- (b) 生起確率に関する予想のわずかな変化によって、見積額が大きく変動する場合（例えば、将来キャッシュフローの額は大きいものの、生起確率が極めて低いシナリオが含まれる場合）。
- (c) キャッシュフローが対象となる資産または負債にのみ関連するものではなく、キャッシュフローの配分が極めて困難であるかまたは主観的とならざるをえない場合。

これらのいずれかまたは複数の状況に該当し、測定の不確実性が高いと認められる場合、次のとおり対処する（pars. 2.22, 5.21, and 5.22）。

- (a) 最も目的適的な測定額であれば、見積りとそれに影響を及ぼす不確実性に関する補足説明を行ったうえで、当該測定額を用いて認識する。
- (b) (a) によって十分に忠実な表現を提供することができなければ、目的適合性が多少低下しても測定の不確実性が低くなる別の測定額を用いて認識する。
- (c) 入手可能なすべての測定額の不確実性が高く、補足説明を行っても有用な情報を提供することができなければ、認識しない。

「2018年概念フレームワーク」は、測定の不確実性を原因として資産または負債を認識しない状況、つまり、上記(c)の状況は「限定的」であるとしている。

補 2.3.2 その他の要因

認識した資産または負債（さらにはその結果として認識した収益、費用、または持分の変動）の忠実な表現は、測定や表示・開示の影響も受ける。そこで、認識することによって忠実な表現を提供しうるか検討するに際し、財政状態計算書における勘定科目や金額に

⁶⁵ 例えば、訴訟がこれに該当する（IASB 2013, par. 4.26 (a)）。

加えて、次の諸点を勘案する必要がある (pars. 5.24 and 5.25)。

- (a) 資産または負債を認識する結果として生じる収益、費用、または持分の変動の描写
- (b) 関連する資産および負債の認識
- (c) 資産または負債、および収益、費用、または持分の変動に関する表示および開示

補 3. 引当金の認識要件に及ぼす影響

補 3.1 基準レベルの認識要件の設定に関する基本的な考え方

情報利用者にとっての有用性は、個々の項目の性質や、事実および状況によって異なる。したがって、資産または負債をいつ認識すれば、コストの制約をクリアしたうえで有用な情報を提供することができるか、(概念レベルで) 正確に定義することは不可能である。そこで、「2018年概念フレームワーク」は、基準間、さらには基準内で異なる認識要件を設定する必要があると示している (par. 5.9)。

かかる言明は、ある基準の適用対象となる項目が他の基準の適用対象となる項目にはない固有の性質を有すると認められれば、「基準間の整合性」を、基準レベルの認識要件を設定する際の (少なくとも第一義的な) 論拠とする必然性がないことを示唆している⁶⁶。そこで、まず、IAS 第 37 号の適用対象となる項目がそのような固有の性質を有するか、確認する必要がある。

補 3.2 引当金および偶発負債に固有の性質

補 3.2.1 不確実性

IAS 第 37 号は、引当金を「時期または金額に不確実性を有する負債」と定義している。つまり、「2018年概念フレームワーク」に即していえば、引当金は、「結果の不確実性」を有する負債項目である。「結果の不確実性」に加えて、引当金は、認識要件を充足する程度において、「存在の不確実性」または (および) 「測定の不確実性」を併せ持つこともある。

また、IAS 第 37 号は、「偶発負債 (contingent liability)」を次のとおり定義している (IAS 37, par. 10)。

- (a) 過去の事象の結果として生じ、その存在が報告主体の管理下でないひとつまたは複数の将来事象の発生または不発生によってのみ確認される潜在的な債務
または、
- (b) 過去の事象の結果として生じた現在の債務ではあるものの、次のいずれかの理由によって認識されなかったもの
 - (i) 債務の決済に要する経済的便益を意味する資源が流出する蓋然性が高くないこと
 - (ii) 十分な信頼性をもって債務額を測定できないこと

⁶⁶ 「負債プロジェクト」は、リストラクチャリングに関する FASB 基準との短期コンバージェンスおよび「企業結合プロジェクト (フェーズ 2)」における偶発項目 (contingency) の例外的な取扱いとの整合性の問題に端を発している。

つまり、偶発負債は、①「現在の債務要件」を充足しない潜在的な債務に該当するか、または②現在の債務であるものの、引当金の認識要件のすべてを充足しない（「蓋然性要件」または「測定可能性要件」を充足しない）点において、引当金と区別される（IAS 37, par. 13）。

このように引当金および偶発負債の定義を確認すれば明らかなおおりに、IAS 第 37 号は、「存在の不確実性」、「結果の不確実性」、「測定の不確実性」のいずれかまたは複数⁶⁷を有する（負債）項目を対象としている。

補 3.2.2 観察可能な取引価格の入手可能性

引当金（および偶発負債）の多くは、市場において取引されることがない。したがって、観察可能な現在の取引価格は存在しない。

また、引当金（および偶発負債）の多くは、非交換取引によって生じる。例えば、非違行為、環境修復、および政府によって課されるその他の負債は、報告主体の行動によって生じるものであり、直接的な交換取引によって生じるものではない⁶⁸。したがって、非交換取引によって生じる項目については、観察可能な現在の取引価格はおろか、過去の取引価格（受取対価）すら存在しない（IASB 2015f, par. 2.19）。

観察可能な（現在または過去の）負債の取引価格は、次の特徴を有する（IASB 2015f, par. 2.20）。

- (a) 低コストで入手可能である。
- (b) 将来のアウトフローの蓋然性を勘案している。
- (c) 測定の不確実性がほとんどない。

これらに加えて、交換取引によって生じる負債については、存在の不確実性もないといつてよい。したがって、現在の取引価格を入手できなくとも、過去の取引価格を入手できれば、究極的には、基準レベルにおいて各種の不確実性が高い項目を財政状態計算書から除外すべく、特段の認識要件を設定する必要はないであろう。

しかるに、IAS 第 37 号の適用対象となる項目の多くは、非交換取引によって生じるため、過去の取引価格さえも入手することができない。したがって、基準レベルにおいて認識要件を設定する必要がある。これについて、「2018 年概念フレームワーク」は、先述のとおり（補 2.2.2 を参照）、目的適合性要件に関して、非交換取引によって生じる項目について蓋然性要件を設定すべきことを示唆している（par. 5.17）。

⁶⁷ 複数の不確実性を有する例として、訴訟を挙げることができる。裁判所が判決を言い渡す（つまり、報告主体に債務が存在することが確定する）まで、報告主体に賠償金の支払いにかかる債務が存在するか、不確実な場合がある（存在の不確実性）。また、報告主体が敗訴となると結論づけていても、賠償金をいくら支払う必要があるのか、不確実な場合がある（結果の不確実性）（IASB 2013, par. 2.32 (g)）。

⁶⁸ 製品保証は、たしかに直接的な交換取引によって生じる。もっとも、IFRS 第 15 号をつうじて、IAS 第 37 号の適用対象となる製品保証は、顧客が当該保証を分離して購入するオプションを有しないものに限定されている（IFRS 15, par. B30）。

補 3.3 引当金の認識要件の設定に関する基本的な考え方

IAS 第 37 号の適用対象である引当金（および偶発負債）は、何らかの不確実性を有する。また、その多くは、非交換取引によって生じ、観察可能ないかなる取引価格も存在しない。これらは、IAS 第 37 号の適用対象に固有の性質であると認められる。したがって、基準間の整合性を最優先することなく、引当金が有する各種の不確実性に対処すべく、他の基準とは異なる認識要件を明示的に設定することの妥当性が認められる⁶⁹。

ここで「2018 年概念フレームワーク」と IAS 第 37 号の認識要件を照合すると、次の表 9 に示すとおり、IAS 第 37 号の認識要件は、「2018 年概念フレームワーク」の認識要件を、適用対象となる項目の性質（不確実性）に即して具体化したものとなっている。

表 9 2018 年概念フレームワークと引当金の認識要件の対応関係

2018 年概念フレームワーク		IAS 第 37 号
目的適合性要件	存在の不確実性	現在の債務要件
	経済的便益が流入または流出する蓋然性が低い（結果の不確実性）	蓋然性要件
忠実な表現要件	測定の不確実性	測定可能性要件
	その他の要因	—

（筆者作成）

したがって、「2018 年概念フレームワーク」を適用しても、IAS 第 37 号が提示する引当金の認識要件のいずれも削除する必要はない。あえて強調すれば、蓋然性要件は削除されない。

参考文献

- ASBJ. 2015. *Identification, Description and Classification of Measurement Bases*. Agenda Paper.
- IASB. 2005. *Proposed Amendments to IAS 37 Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*. Exposure Draft.
- . 2006a. *Comment Letter Summary: Proposed Amendments to IAS 37 Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets and IAS 19 Employee Benefits*. Appendix to Agenda Paper 8.
- . 2006b. *Reconsidering the IAS 37 Measurement Principle*. Agenda Paper 8B.
- . 2006c. *Will the Proposed Measurement Principle Provide Useful Information about Liabilities within the Scope of IAS 37?* Agenda Paper 8C.
- . 2007a. *Clarification or Change*. Agenda Paper 8A.
- . 2007b. *Rational for Current Settlement/Transfer Amount*. Agenda Paper 8C.
- . 2009a. *Measurement Objective*. Agenda Paper 8A.

⁶⁹ IASB (2015f, par. 2.20) は、非交換取引によって生じるという性質（観察可能ないかなる取引価格も存在しないこと）を強調している。

- . 2009b. *Measurement Guidance—Onerous Contracts*. Agenda Paper 11A.
- . 2010a. *Measurement of Liabilities in IAS 37*. Exposure Draft.
- . 2010b. *Liabilities*. Working Draft.
- . 2010c. *Comment Letter Summary—Main Issues*. Staff Paper 7.
- . 2010d. *The Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- . 2011. *Comparison of Different Measures*. Cross Cutting—Measuring Uncertain Future Cash Flows. Staff Paper. IASB Agenda Reference 2A.
- . 2013. *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*. Discussion Paper DP/2013/1.
- . 2015a. *Conceptual Framework for Financial Reporting*. Exposure Draft ED/2015/3.
- . 2015b. *Conceptual Framework for Financial Reporting*. Basis for Conclusions. Exposure Draft ED/2015/3.
- . 2015c. *Purpose of Education Session*. Staff Paper 14.
- . 2015d. *Project Overview*. Staff Paper 14A.
- . 2015e. *Possible Problems with IAS 37*. Staff Paper 14B.
- . 2015f. *Implications of Conceptual Framework Proposals*. Staff Paper 14C.
- . 2015g. *Conceptual Framework Exposure Draft: Implications of Proposals*.
- . 2016. *Agenda Consultation Feedback*. Staff Paper 22.
- . 2018a. *The Annotated Issued IFRS[®] Standards—Standards Issued at 1 January 2018*. Viewed at 15 January 2019 through “eIFRS”.
- . 2018b. *Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- . 2018c. *Basis for Conclusions on the Conceptual Framework for Financial Reporting*.
- . 2018d. *Amendments to References to the Conceptual Framework in IFRS Standards: Amendments to IFRS Standards*. Part A.
- . 2018e. *Conceptual Framework for Financial Reporting*. Feedback Statement.
- . 2018f. *Conceptual Framework for Financial Reporting*. Project Summary.
- . 2018g. *Conceptual Framework for Financial Reporting*. Fact Sheet.
- . 2018h. *Provisions*. Project Update. Agenda Paper 22.
- . 2018i. *Onerous Contracts—Cost of Fulfilling a Contract*. Proposed Amendments to IAS 37. Exposure Draft. ED/2018/2.
- . 2018j. *IASB Update*. December 2018.
- . 2018k. *Onerous Contracts—Proposals to Clarify IAS 37 Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*. In Brief. Proposed amendments to IAS 37.
- IASB. 1989. *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*.
- Trott, Edward W. and Wayne S. Upton. 2001. Expected Cash Flows. *Understanding the Issues* 1 (1) . FASB.

- IFRS-IC. 2011. *IFRIC Update*. March 2011.
- IFRS 財団編・企業会計基準委員会・財務会計基準機構監訳. 2018. 『IFRS®基準 2018』中央経済社.
- 赤塚尚之. 2004. 「負債の評価基準と解放価値概念—ASB 調査報告書『負債およびその測定方法』を手がかりに—」『商学研究科紀要』(58) : pp. 91-111.
- . 2012. 「非金融負債の公正価値測定と自己の信用リスク」『滋賀大学経済学部研究年報』(19) : pp. 93-104.
- . 2014. 「非金融負債の確率的測定—将来キャッシュアウトフローの見積りにおける最頻値、中央値、期待値の選択問題—」『滋賀大学経済学部研究年報』(22) : pp. 67-90.
- . 2017. 『IAS 第 37 号改訂プロジェクトの軌跡 「2005 年草案」から「2010 年作業草案」まで』滋賀大学経済学部研究叢書第 50 号.
- . 2018a. 「IASB『2018 年概念フレームワーク』と引当金会計 (1) —経済的資源の移転が報告主体の将来行動によって条件付きとなる場合における現在の債務の識別に及ぼす影響について—」滋賀大学経済学部 Working Paper No. 279.
- . 2018b. 「IASB『2018 年概念フレームワーク』と引当金会計 (2) —蓋然性要件を含む認識要件に及ぼす影響について—」滋賀大学経済学部 Working Paper No. 280.
- . 2018c. 「不利な契約に関する IAS 第 37 号の部分改訂プロジェクト—不可避免的に生じる原価 (契約の履行に要する原価) の解釈—」『彦根論叢』(418) : pp. 126-145.
- 大木正志. 2010 「公開草案『IAS 第 37 号が適用される負債の測定—IAS 第 37 号改訂』」『会計・監査ジャーナル』(656) : pp. 119-123.
- 企業会計基準委員会. 2009. 「引当金に関する論点の整理」.
- 日本銀行金融研究所. 2004. 「ワークショップ『会計上の負債と資本—キャッシュ・アウトフローにかかるリスクの認識・評価』の模様」『金融研究』23 (2) : pp. 1-22.
- 山下寿文. 2011. 「IFRS における非金融負債会計の動向—公開草案『IAS 第 37 号における負債の測定』を中心として—」『佐賀大学経済論集』43 (5) : pp. 85-109.